

第4回 地方独立行政法人たつの市民病院機構評価委員会
一次 第一

日 時 令和元年11月25日(月)
午後2時30分から
場 所 たつの市役所第3委員会室

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 協議・報告事項

- (1) 地方独立行政法人たつの市民病院機構中期計画について
- (2) 地方独立行政法人たつの市民病院機構の役員報酬等支給基準について

4 その他

- (1) 地方独立行政法人設立に伴う条例等の整備について
- (2) 今後のスケジュールについて

5 閉 会

第4回 地方独立行政法人

たつの市民病院機構評価委員会資料

- 議題1 地方独立行政法人たつの市民病院機構
中期計画について (P1～13)
- 議題2 地方独立行政法人たつの市民病院機構の
役員報酬等支給基準について (P14～15)

地方独立行政法人たつの市民病院機構中期計画（案）

前文

地方独立行政法人たつの市民病院機構（以下「市民病院機構」という。）は、法人の定款で定められた目的を果たすため、たつの市長から指示された中期目標を達成するための具体的な計画として、地方独立行政法人法に基づき、ここに中期計画を定める。

1期目となる本中期計画では、「こころある医療」を通して地域に貢献する理念のもと、全職員が一丸となって地域住民や患者に提供する医療サービスの向上と地方独立行政法人制度のメリットを生かして病院経営の改善を図り、市民病院機構としての基礎を固め、安定的な市民病院機構運営の確立を目指すものである。

第1 中期計画の期間

中期目標の期間は、令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 地域医療構想を踏まえた果たすべき役割

(1) 地域医療構想を踏まえた医療の提供

地域医療構想については、地域医療構想調整会議へ参画し、兵庫県及び龍野健康福祉事務所と十分に連携し、最新の情報収集を行う。

圏域内の医療機能分担による病床機能については、地域の医療ニーズを踏まえ、将来不足が見込まれている高度急性期病床及び回復期病床の整備を行い、地域医療構想との整合を図る。

(2) 救急医療の安定化

救急医療については、休日・夜間においても院内の各部署や救急隊との連携を強化し、24時間365日体制により内科の救急患者受入体制を確保する。

救急対応や他の医療機関からの亜急性期以降の二次救急医療による入院に対して、ベッドコントロールや職員間の引継体制を充実させ、受け入れ体制の強化を図る。

【数値目標】

項目	平成30年度実績	令和5年度目標値
救急搬送受入率 (%)	79.8	82.0

(3) 地域包括ケアシステムへの貢献と在宅医療の充実

地域包括ケアシステムの中心的役割を担うため、病院－在宅連携ルールの徹底

や地域の医療機関の後方連携等、診療圏における地域の医療機関、介護支援専門員、介護事業所、市等との連携を強化することで、入院から在宅療養まで、患者やその家族を取り巻く環境に応じた適切な支援を行う。

回復期病棟では、急性期を脱しても、医学的・社会的サポートが必要な患者を受け入れ、多職種で編成する専門チームにより集中的なリハビリテーションを実施し、心身ともに回復した状態で自宅へ復帰できるよう支援する。

地域医療構想の重点項目となっている在宅医療については、在宅療養支援病院として、訪問診療、訪問リハビリ及び看取りの実施体制の更なる強化を図り、退院後の在宅生活を支援する。

また、外来診療科については、多角的に診療を行う総合診療体制を維持するとともに、嚙下外来の整備等安全安心な在宅生活を支える視点に立った外来機能の充実を図る。

訪問看護ステーションについては、24時間対応やたつの市・揖保郡医師会在宅サポート医制におけるコールセンター機能等のサービスを充実させるとともに、病院本体との連携による看取りも含めた切れ目のない医療サービスの提供の一翼を担う。

【数値目標】

項目	平成30年度実績	令和5年度目標値
年間紹介率 (%)	45.8	60.0
年間逆紹介率 (%)	36.9	50.0

(4) へき地医療の提供

へき地である室津地区については、室津地区を取り巻く環境や医療ニーズを考慮しながら、室津診療所における外来診療及びたつの市民病院や訪問看護ステーションからの訪問診療、訪問看護等により、安定的な医療を提供していく。

(5) 予防医療の充実

市民健診や人間ドック等の健診（検診）事業については、プロジェクトチームを設置し、現状分析や課題対応を検討することで、受診者のニーズに応じたメニューやサービスの質の向上を図る。

感染症予防については、基幹定点医療機関として引き続きサーベイランス事業に参加することで、県や市等の関係機関に情報提供を行っていく。また、予防接種協力医療機関として海外渡航時の対応等予防接種の実施及び啓発を図る。

(6) 災害時の対応

西播磨圏域地域災害救急医療マニュアルを勘案し、医薬品の備蓄など災害や事故等の緊急時の備えを行うとともに、地域医療情報センターからの求めに応じて対応する。

災害に備えたマニュアルの整備、災害訓練の積極的な実施を行い、災害時の医

療体制の強化を図る。

(7) 播磨姫路圏域における連携強化

たつの市・揖保郡医師会をはじめとする関係団体とそれぞれの団体が主催する会合等を通じて、更なる連携強化を図る。

播磨姫路圏域における診療圏の近隣病院とは、圏域会議や部門ごとの連絡会、研修会を通じて、顔の見える連携強化と圏域内における市民病院機構の位置づけの認知を図る。

播磨科学公園都市圏域定住自立圏における連携については、引き続き連携事業の実施を通じて圏域内の医療圏域体制の充実を図る。

2 地域住民や患者が安心できる医療の提供

(1) 医療安全及び医療サービスの質の向上

医療安全については、「(仮称)医療安全推進部会」を中心にインシデント・アクシデント等の情報を収集・分析し、Total Quality Managementの手法を用いて、適宜、医療安全対策やマニュアル整備、医療安全の研修等を実施し、安全安心な医療体制の強化を図る。

その他に院内感染対策として、「(仮称)院内感染対策委員会」を中心に、情報収集や院内の状況把握を行う体制を強化し、迅速かつ的確に対応する。

医療サービスの質の向上については、市民病院機構における様々な医療の質や機能を適切なクオリティインディケータを用いて測定及び公表を行うとともに、医療サービスの改善を図る。

また、入院医療においては、クリティカルパスを導入して、医師、看護師をはじめ、医療にかかわる職員が患者の治療計画を共有化し、チーム医療に役立てるとともに、医療資源の効率化や医療サービスの質の向上を図る。

【数値目標】

	平成30年度実績	令和5年度目標値
医療の質の測定・公表回数(回)	-	1

(2) 患者満足度の向上

患者満足度調査(患者アンケート)を定期的実施し、患者のニーズや課題の把握を行うとともに、待ち時間の短縮や院内環境の整備、患者満足度調査(患者アンケート)による患者の要望等に対し、患者本位の業務改善や対策を図る。

また、患者に対する的確な診断と治療はもとより、診断内容、治療計画さらには副作用やリスク等を含めて十分説明し、患者が理解、納得した上で治療行為を選択していくインフォームド・コンセントの充実を図る。

【数値目標】

	平成30年度実績	令和5年度目標値
入院患者満足度 (%)	89.4	92.0
外来患者満足度 (%)	83.3	90.0

(3) 職員の接遇向上

接遇研修を計画的に実施し、全職員の接遇スキルの向上を図る。

患者満足度調査(患者アンケート)の結果や感謝の言葉、苦情の内容について、職員が情報共有できる体制を構築し、職員の日々の接遇に対する意識付けを徹底する。

【数値目標】

	平成30年度実績	令和5年度目標値
入院患者接遇満足度 (%)	68.8	80.0
外来患者接遇満足度 (%)	70.2	80.0

(4) 市民への情報発信

市民に対し、市民向けの出前講座の実施やホームページ、広報、地域連携により、院内掲示等を充実させることで、健康増進の啓発を図るとともに、院内外に対して幅広く積極的に病院の情報を発信する。

3 医療の従事者の確保と育成

(1) 医療従事者の確保

安定的な医療を提供するため、関連大学への派遣依頼、人材紹介会社の活用等、医師の確保を図る。

また、実習生の積極的な受入、看護学校等への訪問授業、インターンシップや見学会、体験事業の受入、就職説明会への参加等、市民病院機構を広くPRし、看護師やその他医療職の確保を図る。

【数値目標】

	平成30年度実績	令和5年度目標値
医師数 (人)	7	9
看護師数 (人)	84	84
その他医療職 (人)	39	40

(2) 医療従事者の育成

地域を支える医療を実現できる人材を育成するため、職種やキャリアに応じた育成プランを構築し、医療従事者一人ひとりの成長に合わせたステップアップを支援する。

医療従事者の育成に必要な研修については、管理職のマネジメントを徹底し計画的に実施するとともに、組織全体として研修の受講を積極的に推進する風土を

根付かせ、職員の専門的な知識の習得や技術向上を支援する。

病院運営において有益な専門資格や認定の取得については、取得における職場でのサポートや資格手当の充実等による支援体制を整備する。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 組織ガバナンスの確立

(1) 効率的な組織体制と専門職員の確保

理事長のリーダーシップによる迅速な意思決定を支援するため、理事会の適切な運営に努めるとともに、意思決定を確実に遂行できる会議体を整備する。

また、病院の経営戦略に即した効率的で柔軟な組織改編や人員配置を実施する。専門職員については、病院経営特有の専門知識を持った優秀な人材を確保する。

(2) 目標管理のモニタリングと評価

経営改革を組織全体に浸透させるため、理事長が中心となって目標を管理する。

また、内部統制担当役員のもと、内部監査組織を構築し、計画的に内部監査を行い、結果をマネジメントレビューで報告する。

目標の達成度評価を行い、問題点や対策を各部門や職員にフィードバックするとともに、PDCAサイクルを回してさらなる改善を図る。

【数値目標】

	平成30年度実績	令和5年度目標値
マネジメントレビュー実施回数(回)	-	2

(3) コンプライアンスの徹底

職員一人ひとりが自覚をもって関係法令や内部規定を順守し徹底する組織風土を作るため、職員研修の定期的な実施や最新の情報が職員間で共有できる環境を構築する。

(4) リスクマネジメント体制の整備

リスクマネジメント体制については、関連規程を整備するとともに、「(仮称)リスク管理委員会」を設置してリスク管理を適正に行う。

個人情報保護及び情報公開に関しては、たつの市個人情報保護条例、たつの市情報公開条例に準拠する。

情報セキュリティについては、市民病院機構の情報資産を保護するため、規程等の整備を行う。

2 職員の士気の向上

(1) 職員の意識改革

市民病院機構の理念や基本方針、中期目標、中期計画については、経営陣である役員はもとより、全職員とも共有を図り、職員一丸となって前向きな姿勢で職

務に取り組んでいく組織風土への変革を図る。

組織内での伝達体系の強化やICTの活用等によって、市民病院機構全体だけでなく部署ごとの目標や結果、その他経営情報等をストレスなく確認できる体制を構築する。

(2) 働きやすい職場環境の確保

職員が業務に専念できる環境を整えるため、職員満足度アンケートを定期的を実施し、職員の意見や要望を吸い上げ、職場環境に反映していく仕組みを構築する。

ワークライフバランスの実現に向けて、有給休暇取得の促進や育児休業による復職を支援する仕組みの検討等、仕事と家庭が両立できる環境を推進していく。

【数値目標】

	平成30年度実績	令和5年度目標値
年間有給取得日数 (日)	10.5	12.0

(3) 人事制度・給与体系の構築

人事制度・給与体系については、職員の業績や能力を公正に評価するための人事評価制度の適正な運用を図るとともに、社会情勢に適応し、評価に基づく給与体系を構築することで職員のモチベーションの向上、職員確保及び組織の活性化を図る。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 収入の増加・確保

(1) 病床利用率・診療単価の向上

部署間での連携を密にして、各病棟におけるベッドコントロールを適正に実施し、他病院からの紹介や救急対応による患者をできる限り受入れることで、新規入院患者数や病床利用率を向上させる。

情報収集や加算取得に必要な体制整備を行うことで、限られた資源の中で、新たな施設基準の取得やランクアップの取組を行い、診療単価の向上を図る。

【数値目標】

	平成30年度実績	令和5年度目標値
1日平均入院患者数 (人)	101.4	108.2
1日平均外来患者数 (人)	182.1	199.2
新規入院患者数 (人)	1,158	1,245
病床利用率 (%)	84.5	90.2
入院診療単価 (円)	31,409	31,780
外来診療単価 (円)	7,948	8,600

(2) 医療環境の変化への対応

診療報酬の改定や法改正については、適切な診療報酬を確保し安定的な収益向上を図るため、徹底した情報収集や分析を行い、迅速かつ的確に対応する。

診療報酬の査定減・返戻・請求漏れ対策については、レセプトチェックソフトを活用した効率的な点検や分析、診療部と医事部門の連携強化等の対策を実施するとともに、「(仮称)診療報酬委員会」で情報を共有し、診療報酬請求の精度向上を図る。

未収金対策については、院内の連携や患者への説明、督促、訪問徴収等未収金の管理体制を強化し、発生防止と早期回収に努める。

生活困窮者については、専用相談窓口を設けソーシャルワーカーによる相談支援を早期に行い、負担の少ない支払方法や社会資源の活用等、それぞれの状況に応じて対応する。

2 経費削減・抑制

(1) 施設管理の強化

施設の維持修繕については、中期計画期間において計画的に実施することで、施設の長寿命化を図る。

また、施設管理や業務運営等に伴う経費については、費用の状況を定期的に分析し改善策を検討することで、職員のコスト削減意識を高め、積極的にコスト削減を図る。

【数値目標】

	平成30年度実績	令和5年度目標値
経費比率 (%)	16.2	12.2

(2) 医療機器の適正な管理

医療機器については、日常的に点検や定期的なメンテナンスを行い、機能を維持する。

医療機器の更新については、整備計画に基づき、必要性や費用対効果を勘案した上で、計画的に更新を行う。

(3) 材料費の抑制

医薬品や診療材料については、院内の物流を管理するシステムによる適正な在庫管理を行う。また、(仮称)SPD委員会を中心として診療材料に導入しているSPDの運用方法や診療材料費の抑制を図る。

【数値目標】

	平成30年度実績	令和5年度目標値
材料費比率 (%)	10.9	10.5

(4) 人件費の適正化

市民病院機構職員については、中長期的な人員計画を作成し、組織規模に応じた人員管理を行う。また、人件費の適正化を図るため、限りある人材を最大限に活かし、効率的効果的な人事配置や組織体系の整備を行う。

【数値目標】

	平成30年度実績	令和5年度目標値
医業収益対給与費比率 (%)	77.5	76.7

(5) 効率的な予算執行

予算については、部署別、部門別の予算執行状況及び経営状況の常時把握や予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制を整備し、厳格に予算管理を行うとともに、病院運営において有効な業務や即時対応が必要な業務等において、弾力的な運用が可能な地方独立行政法人の会計制度を活用した効率的な予算執行を行う。

(6) 契約方法の見直し

契約方法については、新たに契約規程を整備し、複数年契約や契約期間の更新等の見直しを行い、調達コストの削減を図る。

3 経営基盤の強化

(1) 中期目標期間の経営

中期目標の確実な達成と更なる発展を目指し、理事長を中心とした経営陣である役員が中心となって職員全体による一体的な経営改革を推進できる体制を構築し、地域に根差した中長期的な視点で戦略的な病院経営を行い、中期目標期間における経常収支比率及び医業収支比率の向上を図る。

【数値目標】

	平成30年度実績	令和5年度目標値
経常収支比率 (%)	107.3	101.0
医業収支比率 (%)	87.7	92.2

(2) 運営費負担金

運営費負担金及び運営費交付金については、経営改善を推し進めた上で、中期目標に示された不採算医療等を実施するために必要な金額を計上する。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 附帯事業

附帯事業については、当面の間現在の状況を維持しながら、それぞれの事業について今後の在り方について市と協議を十分に行いながら検討を行う。

第6 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1 予算(令和2年度～5年度)

(百万円)

区分	金額
収入	
営業収益	8,572
医業収益	6,709
介護老人保健施設収益	498
訪問看護・居宅介護支援事業収益	163
運営費負担金	1,129
その他営業収益	73
営業外収益	15
運営費負担金	14
その他営業外収益	1
資本収入	431
運営費負担金	101
長期借入金	330
その他資本収入	0
その他の収入	0
計	9,018
支出	
営業費用	8,260
医業費用	7,146
給与費	5,363
材料費	807
経費	960
研究研修費	16
介護老人保健施設費用	644
給与費	451
材料費	41
経費	152
訪問看護・居宅介護支援事業費用	192
給与費	176
材料費	1
経費	15
一般管理費	277
営業外費用	61
資本支出	550
建設改良費	330
償還金	220
その他の支出	0
計	8,871

【人件費の見積】

期間中総額6,267百万円を支出する。なお、当該金額は、市民病院機構の役員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費、退職手当の額に相当するものである。

る。

【運営費負担金の見積】

救急医療等の行政的経費及び高度医療等の不採算経費については、毎年度総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」に準じた考え方による。

建設改良費及び長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金等については、経常費助成のための運営費負担金とする。

2 収支計画（令和2年度～5年度）

（百万円）

区分	金額
収入の部	
営業収益	8,972
医業収益	6,673
介護老人保健施設収益	498
訪問看護・居宅介護支援事業収益	162
運営費負担金収益	1,230
資産見返補助金等戻入	343
その他営業収益	66
営業外収益	15
臨時利益	8
承継消耗品費	8
支出の部	
営業費用	8,663
医業費用	7,534
給与費	5,352
材料費	734
経費	873
減価償却費	560
研究研修費	15
介護老人保健施設費用	662
給与費	449
材料費	37
経費	138
減価償却費	36
訪問看護・居宅介護支援事業費用	190
給与費	176
材料費	1
経費	13
一般管理費	277
営業外費用	231
臨時損失	9
物品受贈益	8
その他	1

純利益	91
目的積立金取崩額	-
純利益	91

3 資金計画（令和2年度～5年度）

(百万円)

区分	金額
資金収入	
業務活動による収入	8,644
診療業務による収入	6,673
運営費負担金による収入	1,245
その他の業務活動による収入	726
投資活動による収入	0
その他の投資活動による収入	0
財務活動による収入	331
長期借入れによる収入	330
その他の財務活動による収入	1
前期中期目標の期間よりの繰越金	0
資金支出	
業務活動による支出	8,103
給与費支出	6,091
材料費支出	772
その他の業務活動による支出	1,240
投資活動による支出	330
有形固定資産の取得による支出	150
無形固定資産の取得による支出	180
その他の投資活動による支出	0
財務活動による支出	250
長期借入金の返済による支出	40
移行前地方債償還債務の償還による支出	180
その他の財務活動による支出	30
次期中期目標の期間への繰越金	291

第7 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

(1) 限度額 1,000百万円

(2) 想定される短期借入金の発生事由

ア 一時的な資金不足への対応

イ 大規模災害や予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費への対応

第8 出資等に係る不要財産の処分に関する計画

- 1 出資等に係る不要財産の処分に関する計画
なし

第9 第8の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- 1 第8の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
なし

第10 剰余金の使途

- 1 剰余金の使途

決算において剰余を生じた場合は、病院施設の整備、医療機器の購入、教育・研修体制の充実、将来の資金需要に対応するための預金等に充てる。

第11 料金に関する事項

- 1 料金

料金は、次に定める額とする。

- (1) 健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律及び介護保険法その他法令等により診療等を受ける者に係る料金
当該法令の定めるところにより算定した額。
- (2) 前号以外の額
別に理事長が定める額。

- 2 減免

理事長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、料金の全部又は一部を減免することができる。

- (1) 料金を納付する資力がないと認める者
- (2) その他理事長において特に必要があると認める者

第12 地方独立行政法人たつの市民病院機構の業務運営等に関する規則で定める事項

- 1 施設及び整備に関する計画

(単位：百万円)

施設及び設備の内容	予定額	財源
施設、医療機器等整備	330	たつの市長期借入金等

2 中期目標の期間を超える債務負担

(1) 移行前地方債償還債務

(単位:百万円)

	中期目標期間 償還額	次期以降 償還額	総債務 償還額
移行前地方債償還債務	181	359	540

(2) 長期借入金償還債務

(単位:百万円)

	中期目標期間 償還額	次期以降 償還額	総債務 償還額
長期借入金償還債務	40	290	330

3 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

なし

地方独立行政法人たつの市民病院機構の役員報酬等の支給基準(案)について

役員構成	理事長 1名 理事 4名以内 監事 2名以内 (定款第7条)
役員報酬及び退職手当	地方独立行政法人の役員に対する報酬及び退職手当は、その役員の業績が考慮されるものでなければならない。(法第48条第1項、法第56条)
支給基準決定の原則	役員の報酬等の支給基準は、国、地方公共団体職員の給与、他の地方独立行政法人及び民間事業の役員の報酬等、法人の業務実績その他の事情を考慮して定めなければならない。(法第48条第3項・法第56条)
公表手続	役員の報酬等の支給基準を決定又は変更するときは、市長に届出、公表しなければならない(法第48条第2項、法第56条)。
評価委員会の役割	市長は、支給基準の届出があったときは、評価委員会に通知し、評価委員会は支給基準決定の原則に照らして適正なものであるかどうかについて、市長に意見を申し出ることができる(法第49条・法第56条)。
フロー	<pre> graph LR A[法人] -- ① 支給基準の策定 --> B[市長] B -- ② 届出 --> C[評価委員会] C -- ③ 通知 --> B B -- ④ 意見の申出ができる --> C </pre>

1 本市特別職・他の独法病院の状況

①本市特別職

	市長	副市長	教育長
報酬	772,000円 (965,000円)	680,000円 (800,000円)	615,000円 (685,000円)
賞与	4.5月 (傾斜加算 1.15)	4.5月 (傾斜加算 1.15)	4.5月 (傾斜加算 1.15)
退職手当	有	有	有
合計年収	13,259千円	11,679千円	10,562千円

※ () は、軽減前の金額

②他の独法病院

勤務条件	役職	報酬	加古川 (600床)	明石 (337床)	芦屋中央病院 (137床)	西都児湯医療センター (91床)
常勤報酬	理事長	報酬	900,000円	939,000円	800,000円	700,000円
常勤報酬	理事	報酬	~900,000円	554,000円	462,000円	非常勤理事のみ
常勤報酬	共通	賞与	3.9月(1.2)	3.9月(1.2)	3.24月(1.2)	理事長 3.0月
常勤報酬	共通	賞与の増減	20%	20%	50%	理事長 50%
常勤報酬	共通	退職手当	無 (功労金有)	無	無	理事長 無
理事長合計年収			15,012千円	15,662千円	12,710千円	10,500千円

※ () は、傾斜加算

勤務条件	役職	報酬	加古川 (600床)	明石 (337床)	芦屋病院 (137床)	西都児湯医療センター (91床)
兼務	理事長	手当(月)	200,000円	200,000円	無	無
兼務	理事	手当(月)	50,000円	50,000円	無	無
非常勤	理事	報酬(日)	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円
非常勤	監事	報酬(日)	30,000円	(月)100,000円	30,000円	30,000円
兼務/非常勤	共通	賞与	無	無	無	無
兼務/非常勤	共通	退職手当	無	無	無	無

2 地方独立行政法人たつの市民病院機構の役員報酬等の支給基準(案)

法人における役員の報酬等の基準については、上記事情を総合的に考慮して以下のとおり定める。

(1) 常勤

職名	報酬	賞与	退職手当	年収
理事長	620,000円	職員と同様 4.5月(傾斜加算1.15) 業績により20%増減有	無	10,648千円
理事	460,000円	職員と同様 4.5月(傾斜加算1.15) 業績により20%増減有	無	7,900千円

※通勤手当、出張旅費は職員と同様

(2) 非常勤

職名	報酬	賞与・退職手当	交通費
理事・監事	30,000円/回	無	実費

(3) 兼務職員

兼務する職員には、上記役員報酬を支給しない。

第4回 地方独立行政法人

たつの市民病院機構評価委員会資料

- I 地方独立行政法人たつの市民病院機構
中期計画について
 - ① 前回委員会での意見に対する回答・修正事項 (P1～16)
 - ② 中期目標に対応する中期計画の項目・指標
及び中期計画に基づいた年度計画の指標 (P17～26)
 - ③ 中期計画及び年度計画の指標一覧 (P27～28)
- II 地方独立行政法人たつの市民病院機構
年度計画について (P29～43)
- III 設立団体が定める規則の骨子について (P44～45)
- IV 設立団体が定める規則について (P46～53)
- V 地方独立行政法人たつの市民病院機構設立に
伴う条例等の整備について (P54～57)
- VI 今後のスケジュール (P58)

番号	項目及び内容	回答・結果	計画変更内容
第1 全体を通して			
①	○設定が低くなる数値目標 平成30年の実績から見て、一定の割合（目標）を設定するケースが多いと思われるが、昨年実績では、改革にならない数値があると考えられるが、その指標は明確に把握しているのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・救急入院患者数 救急の件数全体が令和元年度は2割以上減少しており、受入対応については増加させるが、数値については本年度を基本とするため減少となる。 ・室津診療所の利用者数 室津診療所自体はへき地による人口減が大きく利用者が減少している。本年度も同様の傾向があり、減少値を目標としている。 	なし
②	○数値目標の設定プロセス 全体的な数値目標が現場で提出させる場合には、現場では、数値目標及び行動指標がどのようにして決めたのか、経営幹部は目標値の決定プロセスを確認し、病院全体からの目標値を達成するにふさわしい目標値であるかの、その妥当性をどのように評価していくのかプロセスを確認したい。	現場から吸い上げた数値について、その内容を精査し、事務局を中心に幹部で決定した。 独法化後は、幹部を中心とした計画を取り決める会議を実施し、現場から吸い上げた数値の妥当性を検討し、決定する。	なし
③			表現方法や文言について訂正（※参考資料P8～16の朱書き箇所参照） ※なお、クリニカルパスについては、厚生労働省等においてはクリティカルパスとしており、クリティカルパスで統一した。
第2 住民に対して提供するその他の業務の質の向上			
2	地域住民や患者が安心できる医療の提供		
①	○「医療安全及び医療サービスの質の向上」の数値目標 ここでの計画事項は、地域住民や患者への医療提供であり、「医療安全及び医療サービスの質の向上」は、病院にとって生き残りをかけた重要な目標でもある。しかるに、計画実行についての目標値が掲げられていないのは何故か。	ご指摘の内容を踏まえ、医療の質の測定と公表について実施することを目標として中期計画の数値目標に設定した。 数値については、測定及び公表を年1回としている。実施回数を設定することで、実施の有無について目標値を設定する形とした。	医療の質の測定・公表回数（回）を中期計画の数値目標に設定。

番号	項目及び内容	回答・結果	計画変更内容
②	<p>○患者アンケートの実施方法</p> <p>患者満足度は、患者アンケートから取り出すが、アンケート内容について、評価委員会で説明願いたい。アンケートは無記名で、アンケートの質問が評価を高める誘導質問になっていないか、患者に直接接する者が評価を高めるような依頼をしていないか、実施方法やその集計結果についても、説明してもらいたい。</p>	<p>患者満足度は、入院患者・外来患者ともに職員がお願いして、無記名で実施している。</p> <p>今後、目標設定に伴いアンケートの方法や質問内容については数値を正しく分析するため検討を行い、実施する。</p>	なし
3	医療従事者の確保と育成		
①	<p>○研修に対する風土づくり</p> <p>医療従事者の育成での教育研修や資格取得のサポートは、労働意欲を高める刺激になる（モチベーション向上及びインセンティブ効果）。</p> <p>ただし、気を付けなければならないことには、研修を受けることへの時間的配慮が、上司の教育・研修に対する考え方の違いで、大きく偏ることが起こってくる。</p> <p>忙しい人ほど研修が受けられない。研修を受ける人はいつも同じである。</p> <p>研修を受けるほどの余裕がないといった組織風土の蔓延等が起こってくることも考えられる。</p> <p>組織全体が研修教育の重要性を認識し、経営トップから奨励をすべき仕組みを作ることが重要である。</p>	<p>研修については、ご指摘の内容を踏まえて、研修を受けやすい風土づくり及び環境づくりを図っていく。</p> <p>法人全体として、特に管理職については、意思統一を行い、一般職員の研修等の受講について積極的に実施してもいいという意識改革を図るため現場のマネジメントを実施し、法人全体としてバックアップする組織体制を構築していく。</p>	<p>研修を推進する文言について、管理職のマネジメントのもと、組織全体として推進する文言に変更。</p> <p>「医療従事者の育成に必要な研修については、管理職のマネジメントを徹底し計画的に実施するとともに、組織全体として研修の受講を積極的に推進する風土を根付かせ、職員の専門的な知識の習得や技術向上を支援する。」</p>

番号	項目及び内容	回答・結果	計画変更内容
第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項			
1	組織ガバナンスの確立		
①	<p>○組織ガバナンスの確立における数値目標</p> <p>組織ガバナンスの確立は、経営者（理事長や理事会等）にとって重要な戦略目標であるが、数値目標は挙げられていない。</p> <p>内容に「目標管理のモニタリングと評価」と記載されており、モニタリングをするためには、明確な指示、結果の報告・評価が必要である。</p>	<p>ご指摘の内容を踏まえ、目標管理のモニタリングと評価において、マネジメントレビューの実施回数を目標として中期計画の数値目標に設定した。</p> <p>数値については、実施回数を年2回としており、実施回数を設定することで、実施の有無について目標値を設定する形とした。細かな内容や時期等については別途規程等を定めて対応する</p>	<p>マネジメントレビュー実施回数（回）を中期計画の数値目標に設定。</p> <p>それに伴い、年度計画の目標管理研修実施回数については削除。</p>
②	<p>○目標管理を推進する体制</p> <p>目標管理を「理事長」中心に実行することになっている。理事長自らの推進は非常に高く評価できる。</p> <p>目標管理の実務的推進は、内部統制役員のもとで、内部監査組織を構築し、定期的に内部監査を行い、結果をマネジメントレビューで報告する記載されている。</p> <p>ここで記載されている目標管理とは、中期計画であげられた目標値のことか。また、PDCA サイクルの期間は、どのように設定（例えば、毎週、毎月末や四半期等）し、経営会議と役員会（理事会）で討議され、その結果により原因追求と改善行動を起こすことになるのか。</p>	<p>ここで記載されている目標管理は中期計画も含めた全体的な目標値としている。</p> <p>設定については、ご指摘のような形で経営会議（病院の経営を検討・決定する会議）によって検討し、それをそれぞれの部署や職員に返していき PDCA を実施していく。</p> <p>具体的には、経営会議を月に複数回定期的実施して、経営状況の確認及び検討、決定、また理事会への検討等を行う。それに管理職会議（週1回程度）を実施して決定事項や方針の周知・連絡を実施し、部署や職員へフィードバックしていく。</p>	なし
③	<p>○目標管理の仕組み</p> <p>一般的に言われる目標管理は、MBO と呼ばれ、実施方法は、理事長から組織長、組織長から現場へと階層で実施することになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象は、全職員 ・個人目標（個人から、グループや課組織、組織全体の目 	<p>現在実施している人事評価の目標管理が指摘されている内容と同様の内容である。</p> <p>この人事評価については、独法後現在の内容を踏まえながら、病院に適した内容に随時改善を行っていき、より効果的な運用を図る。</p>	なし

番号	項目及び内容	回答・結果	計画変更内容
	<p>標等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度始めに個人目標をあげて、組織長と面談し合意する。 ・年度末に個人目標の達成度合いを、組織長と面談し評価する。 <p>このような、一人一人の個人に対する目標管理の実施は、考えられないのか。組織のモチベーションを高める手法でもある。</p>		
④	<p>○内部通報制度への配慮</p> <p>コンプライアンスの徹底が、内部通報体制の構築することとは考え難い。</p> <p>また、内部通報制度の構築には、徹底した配慮が必要である。その責任者（窓口）の人选、窓口を内部に設置する場合には、その独立性・客観性には、十分に配慮することが重要である。</p>	<p>内部通報体制については、構築する形をとるが、コンプライアンスの徹底と直結しないとの意見から、内部通報制度については、記述を削除する。</p> <p>また、内部通報制度は新たに構築するが、ご指摘の内容を十分に踏まえて体制方針を検討する。</p>	<p>内部通報体制についての記述を削除し、「職員研修の定期的な実施や常に最新の情報が職員間で共有できる環境を構築する。」旨の文言に改める。</p>
⑤	<p>○リスクマネジメント体制づくり</p> <p>リスクマネジメント体制の整備で、組織の中にリスク管理委員を選任し、リスク管理担当役員（委員長）のもとで推進することになる。</p> <p>そして、リスク内容の徹底討議とリスク管理委員のもとで、職場のリスク管理の徹底を図る体制作りが重要である。</p> <p>研修は、理事長トップから職員一人一人へ研修、指導を行うことが必要である。</p> <p>リスク管理徹底には、組織全体の風土作りが重要となる。日常からその徹底を図っていくことが必要である。</p>	<p>リスク管理委員会については、現在実施していないため新たに整備していくもので、委員会で検討した内容を経営会議や理事会等で検討し、今後の経営方針を決めていく上での重要な情報の一つとして取り扱っていく。</p> <p>具体的な運営については、指摘された内容や他事例を踏まえ構築していく。</p>	なし

番号	項目及び内容	回答・結果	計画変更内容
2	職場の士気の向上		
①	<p>○職員の士気向上策 全職員の共通認識の確保、前向きな取り組み姿勢等、組織風土の確立は、非常に難しいと言えるが、その構築を実現するために、理事長が、最初に実施すべきことに、全職員へに面接（面談）の実施を勧める。</p>	<p>職員の意識改革として、現在も独法化に向けた面談等は実施しているが、新たな理事長の考えやご指摘のあった内容を踏まえて、理事長を中心として組織風土の確立に努める。</p>	なし
第4 財務内容の改善に関する事項			
①	<p>○財務内容の改善方針 財務内容の改善に関する改善事項は、中期目標及び中期計画の一つ一つが着実に実行され、その相乗効果が表れて、じわじわと成果が現れてくる。 この改善や達成は、理事会や経営会議で討議され、対策を実行することになり、平成30年の実績で、既に問題がありと考えられることは、優先して、対策を立てて改善していくことが重要と言えます。</p>	<p>財務内容については、現在ままで適宜改善を実施してきた結果、数値について平成30年度はかなり良好な数字となっている。 現施設の状況で、更にここから大幅に改善することは、非常にハードルが高いため、今後の動向も踏まえて現実的に改善できる対策を着実に実施して現状から少しずつ向上させていき安定した経営を目指す。</p>	なし
②	<p>○「病床利用率・診療単価の向上」の数値目標 「病床利用率・診療単価の向上」の数値目標では、重要な数値項目があげられているが、平均30年度実績は、同規模の業績をあげている病院とベンチマークはしたのか。どのような項目が、どれくらい改善すべきと考えられるのか。</p>	<p>病床利用率については、平成30年度は84.5%であり、平均（公立病院県下平均72.9%）に比べると良好であるが、まだ改善できる余地があると考えている。 また、診療単価については、急性期病棟から回復期病棟への転換や外科等の減少等があり、平成30年度は現状より高い数値となっている。この点については、診療報酬上の取得や医師の確保等による向上を職員や病院の状況を検討し数値設定を行う。</p>	なし

番号	項目及び内容	回答・結果	計画変更内容
③	<p>○「医業収益対給与比率」の数値目標 経費削減・抑制での「人件費の適正」の「医業収益対給与比率」77.5%は、他の病院と比較して、どのように考えられるのか。また、「経営基盤の強化」の「医業収支比率」87.7%は、どのように考えられるのか。</p>	<p>医業収益対給与比率は、当院規模の病院で高度な医療を積極的に実施していない現状においては、必然の状況である。以上の状況からあまり人件費のみにとらわれず、病院全体での経営に努める。また、医業収支も以前より向上しているが、平成30年度の県内平均（公立病院県内平均 94.0%）を下回っており、安定的な病院経営を実施するため更なる改善が必要と考えている。</p>	なし
④	<p>○予算管理 予算の執行についてのみ言及されており、予算の管理については記載されていない。予算執行を適正に管理する機能は適正な運営を行うために必要不可欠であり項目に追加してほしい。</p>	<p>ご指摘の点について対応するため、執行状況や経営状況の把握、適正な予算配分とするための体制整備等予算管理の項目を追加した。</p>	<p>記載内容に予算管理の文言を追加する。 <u>「予算については、部署別、部門別の予算執行状況及び経営状況の常時把握や予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制を整備し、厳格に予算管理を行うとともに、病院運営において有効な業務や即時対応が必要な業務等において、弾力的な運用が可能な地方独立行政法人の会計制度を活用した効率的な予算執行を行う。」</u>として、予算管理の内容を追加した。</p>
⑤	/	<p>○「平均在院日数（日）」について 数値目標の「平均在院日数（日）」については、9月の厚生労働省の公表にもあるように、今後病床転換による回復期の増床見込みを踏まえて目標を設定する場合、どうしても日数が長くなる目標となり、参考値と比較しても目標として参考となく、収支や他病院との比較において直結しない指標となる。</p>	<p>数値目標の「平均在院日数（日）」を削除する。</p>

番号	項目及び内容	回答・結果	計画変更内容
第5 その他付帯事業について			
①	<p>○ 今後のあり方 今後のあり方については「市と協議を十分に行いながら検討を行う」となっているが、これは、中期計画の策定以前に解決しておくべき事項ではないのか。</p>	<p>現段階では、附帯事業は大きな方向転換であるため、当面は現状を維持しながら独法後の状況も踏まえて随時検討していく。</p>	なし
第6 その他			
①	<p>○ 厚生労働省による統合・再編対象病院の公表について 公表に伴い、病床の変更など、経営改革の方向性を変えることになるのか。</p>	<p>公表内容は最新データや地域それぞれの状況が反映されておらず、現状の状況と違う内容となっている。 当院の方向性としては地域医療構想による病床機能の転換として急性期から回復期病棟（地域包括ケア病床）への更なる転換を検討している。</p>	<p>なし ※年度計画に記載する（参考資料P 17参照）。</p>

地方独立行政法人たつの市民病院機構中期計画（案）【修正箇所見え消し】
（前文～第5 その他業務運営に関する重要事項）

前文

地方独立行政法人たつの市民病院機構（以下「~~市民病院機構法人~~」という。）は、法人の定款で定められた目的を果たすため、たつの市長から指示された中期目標を達成するための具体的な計画として、地方独立行政法人法に基づき、ここに中期計画を定める。

1期目となる本中期計画では、「こころある医療」を通して地域に貢献する理念のもと、全職員が一丸となって地域住民や患者に提供する医療サービスの向上と地方独立行政法人制度のメリットを生かして病院経営の改善を図り、~~市民病院機構法人~~としての基礎を固め、安定的な~~市民病院機構法人~~運営の確立を目指すものである。

第1 中期計画の期間

中期目標の期間は、令和2年4月1日から令和6年3月31日までの4年間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 地域医療構想を踏まえた果たすべき役割

(1) 地域医療構想を踏まえた医療の提供

地域医療構想については、地域医療構想調整会議へ参画し、兵庫県及び~~龍野西播磨~~健康福祉事務所と十分に連携し、最新の情報収集を行う。

圏域内の医療機能分担による病床機能については、地域の医療ニーズを踏まえ、将来不足が見込まれている高度急性期病床及び回復期病床の整備を行い、地域医療構想との整合を図る。

(2) 救急医療の安定化

救急医療については、休日・夜間においても院内の各部署や救急隊との連携を強化し、24時間365日体制により内科の救急患者受入体制を確保する。

救急対応や他の医療機関からの亜急性期以降の二次救急医療による入院に対して、ベッドコントロールや職員間の引継体制を充実させ、~~受け入れ体制の強化を図ることができる限り受け入れ体制を強化する。~~

【数値目標】

項目	平成30年度実績	令和5年度目標値
救急搬送受入率 (%)	79.8	82.0

(3) 地域包括ケアシステムへの貢献と在宅医療の充実

地域包括ケアシステムの中心的役割を担うため、病院－在宅連携ルールの徹底や地域の医療機関の後方連携等、診療圏における地域の医療機関、介護支援専門員、介護事業所、市等との連携を強化することで、入院から在宅療養まで、患者やその家族を取り巻く環境に応じた適切な支援を行う。

回復期病棟では、急性期を脱しても、医学的・社会的サポートが必要な患者を受け入れ、多職種で編成する専門チームにより集中的なリハビリテーションを実施し、心身ともに回復した状態で自宅へ復帰できるよう支援する。

地域医療構想の重点項目となっている在宅医療については、在宅療養支援病院として、訪問診療、訪問リハビリ及び看取りの実施体制の更なる強化を図り、退院後の在宅生活を支援する。

また、外来診療科については、多角的に診療を行う総合診療体制を維持するとともに、嚙下外来の整備等安全安心な在宅生活を支える視点に立った外来機能の充実を図る。

訪問看護ステーションについては、24時間対応やたつの市・揖保郡医師会在宅サポート医制におけるコールセンター機能等のサービスを充実させるとともに、病院本体との連携による看取りも含めた切れ目のない医療サービスの提供の一翼を担う。

【数値目標】

項目	平成30年度実績	令和5年度目標値
年間紹介率 (%)	45.8	60.0
年間逆紹介率 (%)	36.9	50.0

(4) へき地医療の提供

へき地である室津地区については、室津地区を取り巻く環境や医療ニーズを考慮しながら、室津診療所における外来診療及びたつの市民病院や訪問看護ステーションからの訪問診療、訪問看護等により、安定的な医療を提供していく。

(5) 予防医療の充実

市民健診や人間ドック等の健診（検診）事業については、プロジェクトチームを設置し、現状分析や課題対応を検討することで、受診者のニーズに応じたメニューやサービスの質の向上を図る。

感染症予防については、基幹定点医療機関として引き続きサーベイランス事業に参加することで、県や市等の関係機関に情報提供を行っていく。また、予防接種協力医療機関として海外渡航時の対応等予防接種の実施及び啓発を図る。

(6) 災害時の対応

~~災害その他緊急時の対応については、たつの市地域防災計画に基づき、西播磨圏域地域災害救急医療マニュアルを勘案し、医薬品や食料の備蓄など災害や事故等~~

の緊急時の備えを行うとともに、~~地域医療情報センターからの~~からの求めに応じて~~適切に~~対応する。

災害に備えたマニュアルの整備、災害訓練の積極的な実施~~等~~を行い、災害時の医療体制の強化を図る。

(7) 播磨姫路圏域における連携強化

たつの市・揖保郡医師会をはじめとする関係団体~~とについては~~、それぞれの団体が~~主催する会合等を実施、参加する会議等~~を通じて、更なる連携強化を図る。

播磨姫路圏域における診療圏の近隣病院~~とはとの連携については~~、圏域会議や部門ごとの連絡会、研修会を通じて、顔の見える連携強化と圏域内における~~市民病院機構当院~~の位置づけの認知を図る。

播磨科学公園都市圏域定住自立圏における連携については、引き続き連携事業の実施を通じて圏域内の医療圏域体制の充実を図る。

2 地域住民や患者が安心できる医療の提供

(1) 医療安全及び医療サービスの質の向上

医療安全については、「~~(仮称)~~医療安全推進部会」を中心にインシデント・アクシデント等の情報を収集・分析し、Total Quality Managementの手法を用いて、適宜、医療安全対策やマニュアル整備、医療安全の研修等を実施し、安全安心な医療体制の強化を図る。

その他に院内感染対策として、「~~(仮称)~~院内感染対策委員会」を中心に、情報収集や院内の状況把握を行う体制を強化し、迅速かつ的確に~~対応する~~~~対応を実施する~~。

医療サービスの質の向上については、~~市民病院機構当院~~における様々な医療の質や機能を適切なクオリティインディケータを用いて測定及び公表を行うとともに、医療サービスの改善~~を図るに生かしていく~~。

また、入院医療においては、クリティカルパスを導入して、医師、看護師をはじめ、医療にかかわる職員が患者の治療計画を共有化し、チーム医療に役立てるとともに、医療資源の効率化や医療サービスの質の向上を図る。

【数値目標】

	平成30年度実績	令和5年度目標値
医療の質の測定・公表回数 (回)	-	1

(2) 患者満足度の向上

患者満足度調査（患者アンケート）を定期的実施し、患者のニーズや~~課題点~~の把握を行うとともに、待ち時間の短縮や院内環境の整備、患者満足度調査（~~患者アンケート~~）による患者の要望等に対し、患者~~本位の~~~~立場に立~~た業務改善や対策を図る。

また、患者に対する的確な診断と治療はもとより、診断内容、治療計画さらには副作用やリスク等を含めて十分説明し、患者が理解、納得した上で治療行為を選択していくインフォームド・コンセントの充実を図る。

【数値目標】

	平成30年度実績	令和5年度目標値
入院患者満足度 (%)	89.4	92.0
外来患者満足度 (%)	83.3	90.0

(3) 職員の接遇向上

接遇研修を計画的に実施し、全職員の接遇スキルの向上を図る。

患者満足度調査(患者アンケート)の結果や感謝の言葉、苦情の内容について、職員が情報共有できる体制を構築し、職員の日々の接遇に対する意識付けを徹底する。

【数値目標】

	平成30年度実績	令和5年度目標値
入院患者接遇満足度 (%)	68.8	80.0
外来患者接遇満足度 (%)	70.2	80.0

(4) 市民への情報発信

~~市民への情報発信については、~~市民に対し、市民向けの出前講座の実施やホームページ、広報、地域連携だより、院内掲示等を充実させることで、~~市民に対し~~
~~ての健康増進の啓発を図るとともに、~~院内外に対して幅広く積極的に病院の情報を発信する。

3 医療の従事者の確保と育成

(1) 医療従事者の確保

~~市民病院の責務として、~~安定的な医療を提供するため、関連大学への派遣依頼、人材紹介会社の活用等、医師の確保を図る。

また、実習生の積極的な受入、看護学校等への訪問授業、インターンシップや見学会、体験事業の受入、就職説明会への参加等、市民病院機構当院を広くPRし、看護師やその他医療職の確保を図る。

【数値目標】

	平成30 31 年度実績	令和5年度目標値
医師数 (人)	7	9
看護師数 (人)	84	84
その他医療職 (人)	39	40

(2) 医療従事者の育成

地域を支える医療を実現できる人材を育成するため、職種やキャリアに応じた

育成プランを構築し、医療従事者一人ひとりの成長に合わせたステップアップを支援する。

医療従事者の育成に必要な研修については、~~管理職のマネジメントを徹底し計画的に実施するとともに、組織全体として研修の受講を積極的に推進する風土を根付かせ、職員の専門的な知識の習得や技術向上を支援する。計画的に実施し、職員の資質向上を図る。特に、院外研修については、職員の専門的な知識の習得や技術向上を支援するため、職員の主体的な姿勢に応えることができる受講しやすい体制を構築する。~~

病院運営において有益な専門資格や認定の取得については、取得における職場でのサポートや資格手当の充実等による支援体制を整備する。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 組織ガバナンスの確立

(1) 効率的な組織体制と専門職員の確保

理事長のリーダーシップによる迅速な意思決定を支援するため、~~理事会の適切な運営に努めるとともに、意思決定を確実に遂行できる会議体を整備する。会議体について整備するとともに、理事会の適切な運営に努める。~~

また、~~病院の経営戦略に即した効率的で柔軟な組織改編や人員配置を実施する。院内環境の状況に応じて効率的な組織改編や人員配置を柔軟に実施する。~~

専門職員については、~~病院経営特有の専門知識を持った優秀な人材を確保する。医療事務、人事、財務等の専門的知識を持った優秀な人材を積極的に確保する。~~

(2) 目標管理のモニタリングと評価

経営改革を組織全体に浸透させるため、理事長が中心となって目標を管理する。

また、内部統制担当役員のもと、内部監査組織を構築し、計画的に内部監査を行い、結果をマネジメントレビューで報告する。

目標の達成度評価を行い、問題点や対策を各部門や職員にフィードバックするとともに、PDCAサイクルを回してさらなる改善を図る。

【数値目標】

	平成30年度実績	令和5年度目標値
マネジメントレビュー実施回数(回)	-	2

(3) コンプライアンスの徹底

職員一人ひとりが自覚をもって関係法令や内部規定を順守し徹底する組織風土を作るため、職員研修の定期的な実施や~~最新の情報が職員間で共有できる環境を構築する内部通報体制を強化する。~~

(4) リスクマネジメント体制の整備

リスクマネジメント体制については、関連規程を整備するとともに、「(仮称)

リスク管理委員会」を設置してリスク管理を適正に行う。

個人情報保護及び情報公開に関しては、たつの市個人情報保護条例、たつの市情報公開条例に準拠するに準じて適切に対応する。

情報セキュリティについては、市民病院機構の情報資産を保護するため、規程等の整備を行うたつの市情報セキュリティポリシーに準じた規程等の整備を行い、情報セキュリティの確保を図る。

2 職員の士気の向上

(1) 職員の意識改革

市民病院機構の理念や基本方針、中期目標、中期計画については、経営陣である役員はもとより、全職員とも共有を図りに常日頃から共通認識として周知徹底を行い、職員一丸となって前向きな姿勢で職務に取り組んでいく組織風土への変革を図る。

組織内での伝達体系の強化やICTの活用等によって、市民病院機構法人全体だけでなく部署ごとの目標や結果、その他経営情報等をストレスなく確認できる体制を構築する。

(2) 働きやすい職場環境の確保

職員が業務に専念できる環境体制を整えるため、職員満足度アンケートを定期的実施し、職員の意見や要望を吸い上げ、職場環境に反映していく仕組みを構築する。

ワークライフバランスの実現に向けて、有給休暇取得の促進や育児休業による復職を支援する仕組みをの検討する等、仕事と家庭が両立できる環境体制を推進していく。

【数値目標】

	平成30年度実績	令和5年度目標値
年間有給取得日数（日）	10.5	12.0

(3) 人事制度・給与体系の構築

人事制度・給与体系については、職員の業績や能力を公正に評価するための人事評価制度の適正な運用を図る整備するとともに、社会情勢に適応し、職員の評価や病院への貢献度が適切に処遇に反映される評価に基づく給与体系を構築することで職員のモチベーションの向上、職員確保及び組織の活性化を図る。

第4 財務内容の改善に関する事項

1 収入の増加・確保

(1) 病床利用率・診療単価の向上

部署間での連携を密にして、各病棟におけるベッドコントロールを適正に実施

し、他病院からの紹介や救急対応による患者をできる限り受入れることで、新規入院患者数や病床利用率を向上させる。

情報収集や加算取得に必要な体制整備を行うことで、限られた~~資源人員や施設整備~~の中で、新たな施設基準の取得やランクアップの取組を行い、診療単価の向上を図る。

【数値目標】

	平成30年度実績	令和5年度目標値
1日平均入院患者数（人）	101.4	108.2
1日平均外来患者数（人）	182.1	199.2
新規入院患者数（人）	1,158	1,245
病床利用率（%）	84.5	90.2
入院診療単価（円）	31,409	31,780
外来診療単価（円）	7,948	8,600

(2) 医療環境の変化への対応

診療報酬の改定や法改正については、~~適切な診療報酬を確保し安定的な収益向上を図るため、徹底した情報収集や分析を行い、迅速かつ的確に対応する徹底した情報収集や分析を行い、迅速かつ的確に対応する。~~

診療報酬の査定減・返戻・請求漏れ対策については、レセプトチェックソフトを活用した効率的な点検や分析、診療部と医事部門の連携強化等の対策を実施するとともに、「~~（仮称）診療報酬委員会~~」で情報を共有し、診療報酬請求の精度向上を図る。

未収金~~対策~~については、院内の連携や患者への説明、督促、訪問徴収等未収金の管理体制を強化し、発生防止と早期回収に努める。

生活困窮者については、専用相談窓口を設けソーシャルワーカーによる相談支援を早期に行い、負担の少ない支払方法や社会資源の活用等、それぞれの状況に応じて対応する。

2 経費削減・抑制

(1) 施設管理の強化

~~施設建物等の維持修繕については、中期計画期間において計画的に実施することで、施設の長寿命化を図るにおける計画的な修繕を実施し、コスト管理を行う。~~

また、施設管理や業務運営等に伴う経費については、費用の状況を定期的に分析し改善策を検討することで、職員のコスト削減意識を高め、~~積極的にコスト削減を図るとともに、状況に応じたコスト削減を図る。~~

【数値目標】

	平成30年度実績	令和5年度目標値

経費比率 (%)	16.2	12.2
----------	------	------

(2) 医療機器の適正な管理

医療機器については、日常的に点検や定期的なメンテナンスを行い、機能を維持する。

医療機器の更新については、整備計画に基づき、必要性や費用対効果を将来の展望を踏まえながら勘案し、整備計画を作成し勘案した上で、計画的に更新を行う。

(3) 材料費の抑制

医薬品や診療材料については、院内の物流を管理するシステムによる適正な在庫管理を行う。また、「(仮称)SPD委員会」を中心として診療材料に導入しているSPDの運用方法や診療材料費の抑制を図る。

【数値目標】

	平成30年度実績	令和5年度目標値
材料費比率 (%)	10.9	10.5

(4) 人件費の適正化

市民病院機構法人職員については、中長期的な人員計画を作成し、組織規模に応じた人員管理を行う。また、人件費の適正化を図るため、限りある人材を最大限に活かし、効率的効果的な人事配置や組織体系の整備を行う。

【数値目標】

	平成30年度実績	令和5年度目標値
医業収益対給与費比率 (%)	77.5	76.7

(5) 効率的な予算執行

予算については、部署別、部門別の予算執行状況及び経営状況の常時把握や予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制を整備し、厳格に予算管理を行うとともに、病院運営において有効な業務や即時対応が必要な業務等において、弾力的な運用が可能な地方独立行政法人の会計制度を活用した効率的な予算執行を行う。~~中期計画の枠内において、予算科目間や年度間での弾力的な運用が可能な地方独立行政法人の会計制度を活用した予算執行を行うことにより、変動する医療環境に柔軟に対応する業務運営を図る。~~

(6) 契約方法の見直し

契約方法については、新たに契約規程を整備し、複数年契約や契約期間の更新等の見直しを行い、調達コストの削減を図る。

3 経営基盤の強化

(1) 中期目標期間の経営

中期目標の確実な達成と更なる発展を目指し、理事長を中心とした経営陣である役員が中心核となって職員全体による一体的な経営改革を推進できる体制を構築し、地域に根差した中長期的な視点で戦略的な病院経営を行い、中期目標期間

における経常収支比率及び医業収支比率の向上を図る。

【数値目標】

	平成30年度実績	令和5年度目標値
経常収支比率 (%)	107.3	101.0
医業収支比率 (%)	87.7	92.2

(2) 運営費負担金

運営費負担金及び運営費交付金については、経営改善を推し進めた上で、中期目標に示された不採算医療等を実施するために必要な金額を計上する。~~運営費負担金及び運営費交付金については、不採算医療の実施等中期目標を確実に達成するとともに、経営改善を推し進め経営基盤を安定させることで自立した経営の実現を図るため、適正な病院経営に必要な金額を計上する。~~

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 附帯事業

附帯事業については、当面の間現在の状況を維持しながら、それぞれの事業について今後の在り方について市と協議を十分に行いながら検討を行う。

中期目標に対応する中期計画の項目及び指標と中期計画に基づいた各年度計画における指標について

項目	中期目標 (R2~R5) の項目	中期計画 (R2~R5) の項目	中期計画 (R2~R5) の指標 【中期計画期間(4年後)における数値目標】	年度計画 (R2) の指標 【中期計画に基づいた各年度の実施計画 における数値目標】																																	
大項目	第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置																																			
中項目	1 地域医療構想を踏まえた果たすべき役割	1 地域医療構想を踏まえた果たすべき役割																																			
小項目	(1) 地域医療構想を踏まえた医療の提供 <u>○地域医療構想との整合性</u> 兵庫県が策定する地域医療構想との整合性を図ること。 <u>○病床機能の対応</u> 病床機能については、地域医療構想を十分に踏まえながら、今後の医療需要の動向に対応すること。	(1) 地域医療構想を踏まえた医療の提供 <u>○地域医療構想の動向に対する情報収集</u> 地域医療構想については、地域医療構想調整会議へ参画し、兵庫県及び龍野健康福祉事務所と十分に連携し、最新の情報収集を行う。 <u>○圏域内の医療機能分担による病床機能の確保</u> 圏域内の医療機能分担による病床機能については、地域の医療ニーズを踏まえ、将来不足が見込まれている高度急性期病床及び回復期病床の整備を行い、地域医療構想との整合を図る。		<p>・病床数 (床)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>病床</th> <th>H30実績</th> <th>年度計画値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高度急性期病床</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>急性期病床</td> <td>60</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>回復期リハビリ病床</td> <td>40</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>地域包括ケア病床</td> <td>20</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table>	病床	H30実績	年度計画値	高度急性期病床	-	-	急性期病床	60	40	回復期リハビリ病床	40	40	地域包括ケア病床	20	40																		
病床	H30実績	年度計画値																																			
高度急性期病床	-	-																																			
急性期病床	60	40																																			
回復期リハビリ病床	40	40																																			
地域包括ケア病床	20	40																																			
小項目	(2) 救急医療の安定化 <u>○救急医療の安定化への貢献</u> 地域全体における救急医療の安定化に貢献する役割を果たすため、休日・夜間を含めた内科系患者の受入体制を維持・充実させること。	(2) 救急医療の安定化 <u>○救急患者の受入態勢の確保</u> 救急医療については、休日・夜間においても院内の各部署や救急隊との連携を強化し、24時間365日体制により内科の救急患者受入体制を確保する。 <u>○入院の受入体制強化</u> 救急対応や他の医療機関からの亜急性期以降の二次救急医療による入院に対して、ベッドコントロールや職員間の引継体制を充実させ、できる限り受け入れ体制を強化する。	<p>・救急搬送受入率 (%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>H30実績</th> <th>R5目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>救急搬送受入率</td> <td>79.8</td> <td>82.0</td> </tr> </tbody> </table>	項目	H30実績	R5目標値	救急搬送受入率	79.8	82.0	<p>・救急搬送受入率 (%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>H30実績</th> <th>年度計画値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>救急搬送受入率</td> <td>79.8</td> <td>81.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>・救急入院患者数 (人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>H30実績</th> <th>年度計画値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>救急入院患者数</td> <td>321</td> <td>260</td> </tr> </tbody> </table>	項目	H30実績	年度計画値	救急搬送受入率	79.8	81.0	項目	H30実績	年度計画値	救急入院患者数	321	260															
項目	H30実績	R5目標値																																			
救急搬送受入率	79.8	82.0																																			
項目	H30実績	年度計画値																																			
救急搬送受入率	79.8	81.0																																			
項目	H30実績	年度計画値																																			
救急入院患者数	321	260																																			
小項目	(3) 地域包括ケアシステムへの貢献と在宅医療の充実 <u>○地域包括ケアシステムの中心的役割を担う</u> 今後とも急速な高齢化の影響が避けられないことから、地域包括ケアシステムの実現に向けて、公的な医療機関としての中心的かつ先導的な役割を果たすこと。 <u>○地域の在宅医療体制の充実</u> 特に、地域の在宅支援においては、地域包括ケアシステムを支える在宅療養支援病院として、訪問診療を始めとした在宅医療体制を充実させること。	(3) 地域包括ケアシステムへの貢献と在宅医療の充実 <u>○診療圏における連携の充実による切れ目のない適切な支援</u> 地域包括ケアシステムの中心的役割を担うため、病院-在宅連携ルールの徹底や地域の医療機関の後方連携等、診療圏における地域の医療機関、介護支援専門員、介護事業所、市等との連携を強化することで、入院から在宅療養まで、患者やその家族を取り巻く環境に応じた適切な支援を行う。 <u>○回復期病棟における自宅・社会復帰支援</u> 回復期病棟では、急性期を脱しても、医学的・社会的サポートが必要な患者を受け入れ、多職種で編成する専門チームにより集中的なリハビリテーションを実施し、心身ともに回復した状態で自宅へ復帰できるよう支援する。 <u>○訪問診療・訪問リハビリの体制強化</u> 地域医療構想の重点項目となっている在宅医療については、在宅療養支援病院として、訪問診療、訪問リハビリ及び看取りの実施体制の更なる強化を図り、退院後の在宅生活を支援する。	<p>・紹介率・逆紹介率 (%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>H30実績</th> <th>R5目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間紹介率</td> <td>45.8</td> <td>60.0</td> </tr> <tr> <td>年間逆紹介率</td> <td>36.9</td> <td>50.0</td> </tr> </tbody> </table>	項目	H30実績	R5目標値	年間紹介率	45.8	60.0	年間逆紹介率	36.9	50.0	<p>・紹介率・逆紹介率 (%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>H30実績</th> <th>年度計画値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間紹介率</td> <td>45.8</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>年間逆紹介率</td> <td>36.9</td> <td>38</td> </tr> </tbody> </table> <p>・在宅復帰率 (%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>H30実績</th> <th>年度計画値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般病棟 在宅復帰率</td> <td>80.9</td> <td>85.0</td> </tr> <tr> <td>回復期病棟 在宅復帰率</td> <td>97.2</td> <td>98.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>・訪問診療等件数 (件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>H30実績</th> <th>年度計画値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>訪問診療件数</td> <td>454</td> <td>480</td> </tr> </tbody> </table>	項目	H30実績	年度計画値	年間紹介率	45.8	48	年間逆紹介率	36.9	38	項目	H30実績	年度計画値	一般病棟 在宅復帰率	80.9	85.0	回復期病棟 在宅復帰率	97.2	98.0	項目	H30実績	年度計画値	訪問診療件数	454	480
項目	H30実績	R5目標値																																			
年間紹介率	45.8	60.0																																			
年間逆紹介率	36.9	50.0																																			
項目	H30実績	年度計画値																																			
年間紹介率	45.8	48																																			
年間逆紹介率	36.9	38																																			
項目	H30実績	年度計画値																																			
一般病棟 在宅復帰率	80.9	85.0																																			
回復期病棟 在宅復帰率	97.2	98.0																																			
項目	H30実績	年度計画値																																			
訪問診療件数	454	480																																			

項目	中期目標（R2～R5）の項目	中期計画（R2～R5）の項目	中期計画（R2～R5）の指標 【中期計画期間(4年後)における数値目標】	年度計画（R2）の指標 【中期計画に基づいた各年度の実施計画 における数値目標】						
		<p>○在宅生活を支える外来機能の提供 また、外来診療科については、多角的に診療を行う総合診療体制を維持するとともに、嚙下外来の整備等安全安心な在宅生活を支える視点に立った外来機能の充実を図る。</p> <p>○訪問看護ステーションの充実と連携 訪問看護ステーションについては、24時間対応やたつの市・揖保郡医師会在宅サポート医制におけるコールセンター機能等のサービスを充実させるとともに、病院本体との連携による看取りも含めた切れ目のない医療サービスの提供の一翼を担う。</p>		<p>・訪問看護ステーション利用者数 (人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30実績</th> <th>年度計画値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者数</td> <td>3,151</td> <td>4,100</td> </tr> </tbody> </table>		H30実績	年度計画値	利用者数	3,151	4,100
	H30実績	年度計画値								
利用者数	3,151	4,100								
小項目	(4) へき地医療の提供	(4) へき地医療の提供								
	<p>○室津地区の医療の確保 室津地区における医療については、安定的に確保すること。</p>	<p>○室津地区の医療提供の確保（診療所等） へき地である室津地区については、室津地区を取り巻く環境や医療ニーズを考慮しながら、室津診療所における外来診療及びたつの市民病院や訪問看護ステーションからの訪問診療、訪問看護等により、安定的な医療を提供していく。</p>		<p>・室津診療所患者数 (人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30実績</th> <th>年度計画値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>室津診療所患者数</td> <td>2,148</td> <td>2,000</td> </tr> </tbody> </table>		H30実績	年度計画値	室津診療所患者数	2,148	2,000
	H30実績	年度計画値								
室津診療所患者数	2,148	2,000								
小項目	(5) 予防医療の充実	(5) 予防医療の充実								
	<p>○市民健診や人間ドック等健診の充実 市民病院の設備及び人員を活かし、市民健診や人間ドック等健診（検診）事業の充実を図り、疾病予防及び介護予防に積極的に取り組むこと。</p>	<p>○市民健診や人間ドックのサービス向上 市民健診や人間ドック等の健診（検診）事業については、プロジェクトチームを設置し、現状分析や課題対応を検討することで、受診者のニーズに応じたメニューやサービスの質の向上を図る。</p> <p>○感染症拡大の予防 感染症予防については、基幹定点医療機関として引き続きサーベイランス事業に参加することで、県や市等の関係機関に情報提供を行っていく。また、予防接種協力医療機関として海外渡航時の対応等予防接種の実施及び啓発を図る。</p>		<p>・人間ドック受診者数 (人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30実績</th> <th>年度計画値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人間ドック受診者数</td> <td>216</td> <td>240</td> </tr> </tbody> </table>		H30実績	年度計画値	人間ドック受診者数	216	240
	H30実績	年度計画値								
人間ドック受診者数	216	240								
小項目	(6) 災害時の対応	(6) 災害時の対応								
	<p>○地域防災計画に基づく対応 ○災害時の医療提供体制への中心的役割 市の定める地域防災計画に基づき、災害や事故の発生に備えるとともに、災害時においては、市域の医療提供体制の中心的役割を担うこと。</p>	<p>○市の防災計画との整合性の確保 西播磨圏域地域災害救急医療マニュアルを勘案し、医薬品の備蓄など災害や事故等の緊急時の備えを行うとともに、地域医療情報センターからの求めに応じて対応する。</p> <p>○災害時の医療体制強化 災害に備えたマニュアルの整備、災害訓練の積極的な実施等を行い、災害時の医療体制の強化を図る。</p>		<p>・災害訓練実施回数 (回)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30実績</th> <th>年度計画値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害訓練回数</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table>		H30実績	年度計画値	災害訓練回数	1	1
	H30実績	年度計画値								
災害訓練回数	1	1								

項目	中期目標 (R2~R5) の項目	中期計画 (R2~R5) の項目	中期計画 (R2~R5) の指標 【中期計画期間(4年後)における数値目標】	年度計画 (R2) の指標 【中期計画に基づいた各年度の実施計画 における数値目標】																								
小項目	<p>(7) 播磨姫路圏域における連携強化</p> <p>○診療圏における近隣病院や関係団体との連携強化 市民病院を含む播磨姫路圏域において、市民病院の診療圏における近隣病院や医師会、歯科医師会等の関係団体との連携を維持及び強化すること。</p> <p>○播磨科学公園都市定住自立圏域における医療体制の充実 播磨科学公園都市定住自立圏域における地域医療体制の充実を図ること。</p>	<p>(7) 播磨姫路圏域における連携強化</p> <p>○関係団体との連携強化 たつの市・揖保郡医師会をはじめとする関係団体とそれぞれの団体が主催する会合等を通じて、更なる連携強化を図る。 播磨姫路圏域における診療圏の近隣病院とは、圏域会議や部門ごとの連絡会、研修会を通じて、顔の見える連携強化と圏域内における市民病院機構の位置づけの認知を図る。</p> <p>○播磨科学公園都市圏域定住自立圏における連携事業 播磨科学公園都市圏域定住自立圏における連携については、引き続き連携事業の実施を通じて圏域内の医療圏域体制の充実を図る。</p>		<p>• 連携事業数 (事業)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H30実績</td> <td>年度計画値</td> </tr> <tr> <td>連携事業数</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </table>		H30実績	年度計画値	連携事業数	1	1																		
	H30実績	年度計画値																										
連携事業数	1	1																										
中項目	2 地域住民や患者が安心できる医療の提供	2 地域住民や患者が安心できる医療の提供																										
小項目	<p>(1) 医療安全及び医療サービスの質の向上</p> <p>○Total Quality Managementの手法による医療の質の向上 医療安全は、単にマニュアルを遵守するだけでなく、Total Quality Management※の手法を取り入れ、市民病院機構全体における医療安全及び医療サービスの質の向上を目指すこと。</p>	<p>(1) 医療安全及び医療サービスの質の向上</p> <p>○医療安全対策体制の強化 医療安全については、「(仮称)医療安全推進部会」を中心にインシデント・アクシデント等の情報を収集・分析し、Total Quality Managementの手法を用いて、適宜、医療安全対策やマニュアル整備、医療安全の研修等を実施し、安全安心な医療体制の強化を図る。</p> <p>○院内感染対策体制の強化 その他に院内感染対策として、「(仮称)院内感染対策委員会」を中心に、情報収集や院内の状況把握を行う体制を強化し、迅速かつ的確に対応する。</p> <p>○医療サービスの質の向上 医療サービスの質の向上については、当院における様々な医療の質や機能を適切なクオリティインディケータを用いて測定及び公表を行うとともに、医療サービスの改善に活かしていく。 また、入院医療においては、クリティカルパスを導入して、医師、看護師をはじめ、医療にかかわる職員が患者の治療計画の共有化を行い、チーム医療に役立てるとともに、医療資源の効率化や医療サービスの質の向上を図る。</p>	<p>• 医療の質の測定・公表回数</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H30実績</td> <td>R5目標値</td> </tr> <tr> <td>医療の質測定・公表回数</td> <td>-</td> <td>1</td> </tr> </table>		H30実績	R5目標値	医療の質測定・公表回数	-	1	<p>• 転倒・転落率 (‰)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H30実績</td> <td>年度計画値</td> </tr> <tr> <td>転倒・転落率</td> <td>3.4</td> <td>3.2</td> </tr> </table> <p>• 医療の質の測定・公表回数</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H30実績</td> <td>年度計画値</td> </tr> <tr> <td>医療の質測定・公表回数</td> <td>-</td> <td>1</td> </tr> </table> <p>• クリティカルパス適用数 (件)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H30実績</td> <td>年度計画値</td> </tr> <tr> <td>クリティカルパス適用数</td> <td>-</td> <td>130</td> </tr> </table>		H30実績	年度計画値	転倒・転落率	3.4	3.2		H30実績	年度計画値	医療の質測定・公表回数	-	1		H30実績	年度計画値	クリティカルパス適用数	-	130
	H30実績	R5目標値																										
医療の質測定・公表回数	-	1																										
	H30実績	年度計画値																										
転倒・転落率	3.4	3.2																										
	H30実績	年度計画値																										
医療の質測定・公表回数	-	1																										
	H30実績	年度計画値																										
クリティカルパス適用数	-	130																										
小項目	<p>(2) 患者満足度の向上</p> <p>○患者満足度の向上 入院患者に対して病状の回復に専念できる快適な環境の提供や外来患者の受診待ち時間及び検査の待ち時間の短縮等、患者満足度の向上に繋がる取組を行うこと。</p>	<p>(2) 患者満足度の向上</p> <p>○患者満足度調査の実施と改善 患者満足度調査(患者アンケート)を定期的実施し、患者のニーズや課題の把握を行うとともに、待ち時間の短縮や院内環境の整備、患者満足度調査(患者アンケート)による患者の要望等に対し、患者本位の業務改善や対策を図る。</p> <p>○インフォームド・コンセントの充実 また、患者に対する的確な診断と治療はもとより、診断内容、治療計画さらには副作用やリスク等を含めて十分説明し、患者が理解、納得した上で治療行為を選択していくインフォームド・コンセントの充実を図る。</p>	<p>• 入院・外来患者満足度 (%)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H30実績</td> <td>R5目標値</td> </tr> <tr> <td>入院患者満足度</td> <td>89.4</td> <td>92.0</td> </tr> <tr> <td>外来患者満足度</td> <td>83.3</td> <td>90.0</td> </tr> </table>		H30実績	R5目標値	入院患者満足度	89.4	92.0	外来患者満足度	83.3	90.0	<p>• 入院・外来患者満足度 (%)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H30実績</td> <td>年度計画値</td> </tr> <tr> <td>入院患者満足度</td> <td>89.4</td> <td>90.0</td> </tr> <tr> <td>外来患者満足度</td> <td>83.3</td> <td>87.0</td> </tr> </table> <p>• 感謝割合 (%)</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H30実績</td> <td>年度計画値</td> </tr> <tr> <td>感謝割合</td> <td>-</td> <td>40</td> </tr> </table>		H30実績	年度計画値	入院患者満足度	89.4	90.0	外来患者満足度	83.3	87.0		H30実績	年度計画値	感謝割合	-	40
	H30実績	R5目標値																										
入院患者満足度	89.4	92.0																										
外来患者満足度	83.3	90.0																										
	H30実績	年度計画値																										
入院患者満足度	89.4	90.0																										
外来患者満足度	83.3	87.0																										
	H30実績	年度計画値																										
感謝割合	-	40																										

項目	中期目標 (R2~R5) の項目	中期計画 (R2~R5) の項目	中期計画 (R2~R5) の指標 【中期計画期間(4年後)における数値目標】	年度計画 (R2) の指標 【中期計画に基づいた各年度の実施計画 における数値目標】																								
小項目	(3) 職員の接遇向上 ○職員の接遇技術の向上 職員一人ひとりに接遇の重要性に対する意識を浸透させ、研修を実施する等、職員の接遇の向上を図ること。	(3) 職員の接遇向上 ○接遇研修の実施 接遇研修を計画的に実施し、全職員の接遇スキルの向上を図る。 ○情報の共有 患者満足度調査(患者アンケート)の結果や感謝の言葉、苦情の内容について、職員が情報共有できる体制を構築し、職員の日々の接遇に対する意識付けを徹底する。	• 接遇満足度 (%) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30実績</th> <th>R5目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入院患者接遇満足度</td> <td>68.8</td> <td>80.0</td> </tr> <tr> <td>外来患者接遇満足度</td> <td>70.2</td> <td>80.0</td> </tr> </tbody> </table>		H30実績	R5目標値	入院患者接遇満足度	68.8	80.0	外来患者接遇満足度	70.2	80.0	• 接遇満足度 (%) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30実績</th> <th>年度計画値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入院患者接遇満足度</td> <td>68.8</td> <td>75.0</td> </tr> <tr> <td>外来患者接遇満足度</td> <td>70.2</td> <td>75.0</td> </tr> </tbody> </table>		H30実績	年度計画値	入院患者接遇満足度	68.8	75.0	外来患者接遇満足度	70.2	75.0						
		H30実績	R5目標値																									
入院患者接遇満足度	68.8	80.0																										
外来患者接遇満足度	70.2	80.0																										
	H30実績	年度計画値																										
入院患者接遇満足度	68.8	75.0																										
外来患者接遇満足度	70.2	75.0																										
小項目	(4) 市民への情報発信 ○市民への積極的な情報開示 健康意識の向上や当院への理解を深めるため、市民向けの講座の実施等市民や患者へ必要な情報を積極的に発信すること。	(4) 市民への情報発信 ○積極的な情報発信の実施 市民に対し、市民向けの出前講座の実施やホームページ、広報、地域連携だより、院内掲示等を充実させることで、健康増進の啓発を図るとともに、院内外に対して幅広く積極的に病院の情報を発信する。		• 接遇研修実施回数 (回) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30実績</th> <th>年度計画値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>接遇研修実施回数</td> <td>3</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>		H30実績	年度計画値	接遇研修実施回数	3	3																		
	H30実績	年度計画値																										
接遇研修実施回数	3	3																										
中項目	3 医療の従事者の確保と育成	3 医療の従事者の確保と育成																										
小項目	(1) 医療従事者の確保 ○医師の確保 地域住民に対して安心できる医療を安定的に提供できるよう、関連大学への派遣依頼、人材紹介会社の活用等を行い、医師の確保を図ること。 ○看護師等その他の医療に欠かせない人材の確保 また、看護師を始めとした医療従事者についても、看護学生の臨地実習を積極的に受け入れる等の取組を行い、確保を図ること。	(1) 医療従事者の確保 ○医師の確保 市民病院の責務として、安定的な医療を提供するため、関連大学の派遣依頼、人材紹介会社の活用等、医師の確保を図る。 ○看護師等その他の医療従事者の確保 また、実習生の積極的な受入、看護学校等への訪問授業、インターンシップや見学会、体験事業の受入、就職説明会への参加等、当院を広くPRし、看護師やその他医療職の確保を図る。	• 医療従事者数 (人) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30実績</th> <th>R5目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師数</td> <td>7</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>看護師数</td> <td>84</td> <td>84</td> </tr> <tr> <td>その他医療職</td> <td>39</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table>		H30実績	R5目標値	医師数	7	9	看護師数	84	84	その他医療職	39	40	• 医療従事者数 (人) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30実績</th> <th>年度計画値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師数</td> <td>7</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>看護師数</td> <td>84</td> <td>84</td> </tr> <tr> <td>その他医療職</td> <td>39</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table>		H30実績	年度計画値	医師数	7	9	看護師数	84	84	その他医療職	39	40
		H30実績	R5目標値																									
医師数	7	9																										
看護師数	84	84																										
その他医療職	39	40																										
	H30実績	年度計画値																										
医師数	7	9																										
看護師数	84	84																										
その他医療職	39	40																										
小項目	(2) 医療従事者の育成 ○教育方針 ○研修体制の充実 医療水準の向上を図るため、医療従事者に対して必要な教育や研修体制を充実させること。	(2) 医療従事者の育成 ○医療従事者の育成プランの構築 地域を支える医療を実現できる人材を育成するため、職種やキャリアに応じた育成プランを構築し、医療従事者一人ひとりの成長に合わせたステップアップを支援する。 ○計画的な研修の実施 医療従事者の育成に必要な研修については、管理職のマネジメントを徹底し計画的に実施するとともに、組織全体として研修の受講を積極的に推進する風土を根付かせ、職員の専門的な知識の習得や技術向上を支援する。 ○資格取得に対する支援 病院運営において有益な専門資格や認定の取得については、取得における職場でのサポートや資格手当の充実等による支援体制を整備する。		• 看護師離職率 (%) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30実績</th> <th>年度計画値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>看護師離職率</td> <td>16</td> <td>12</td> </tr> </tbody> </table>		H30実績	年度計画値	看護師離職率	16	12																		
	H30実績	年度計画値																										
看護師離職率	16	12																										
				• 院内研修実施回数 (回) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30実績</th> <th>年度計画値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>院内研修実施回数</td> <td>23</td> <td>30</td> </tr> </tbody> </table>		H30実績	年度計画値	院内研修実施回数	23	30																		
	H30実績	年度計画値																										
院内研修実施回数	23	30																										
				• 院外研修受講者数 (人) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30実績</th> <th>年度計画値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>院外研修参加人数</td> <td>138</td> <td>150</td> </tr> </tbody> </table>		H30実績	年度計画値	院外研修参加人数	138	150																		
	H30実績	年度計画値																										
院外研修参加人数	138	150																										

項目	中期目標 (R2~R5) の項目	中期計画 (R2~R5) の項目	中期計画 (R2~R5) の指標 【中期計画期間(4年後)における数値目標】	年度計画 (R2) の指標 【中期計画に基づいた各年度の実施計画 における数値目標】												
大項目	第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項	第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置														
中項目	1 組織ガバナンスの確立	1 組織ガバナンスの確立														
小項目	(1) 効率的な組織体制と専門職員の確保 ○病院を効率的に運営する組織体制の整備。 弾力的な人員配置を実施し、病院を効率的に運営する組織体制を整備すること。 ○病院経営の専門的な人材の確保 また、特に医業収益の源泉である診療報酬請求を担う医療事務担当、医師、看護師等医療職の確保を担う人事担当、資金の借入れや運用を担う財務担当に専門的知識をもった職員を確保するとともに、病院経営において必要な人材を育成すること。	(1) 効率的な組織体制と専門職員の確保 ○迅速かつ柔軟に対応できる組織 理事長のリーダーシップによる迅速な意思決定を支援するため、理事会の適切な運営に努めるとともに、意思決定を確実に遂行できる会議体を整備する。 また、病院の経営戦略に即した効率的で柔軟な組織改編や人員配置を実施する。 ○法人職員の確保 専門職員については、病院経営特有の医療事務、人事、財務等の専門的知識を持った優秀な人材を積極的に確保する。		・法人採用事務職員数 (人) <table border="1"> <tr> <td>病床</td> <td>H30実績</td> <td>年度計画値</td> </tr> <tr> <td>法人採用事務職員</td> <td>-</td> <td>3</td> </tr> </table>	病床	H30実績	年度計画値	法人採用事務職員	-	3						
病床	H30実績	年度計画値														
法人採用事務職員	-	3														
小項目	(2) 目標管理のモニタリングと評価 ○所属毎、階層毎の目標管理のモニタリングと評価の体制を構築 経営改革を的確に実施するため、市民病院機構全体はもちろんのこと、所属ごと及び階層ごとの目標管理のモニタリングと評価を常に行うとともに、継続して実施できる体制を構築すること。	(2) 目標管理のモニタリングと評価 ○経営管理体制の構築 経営改革を組織全体に浸透させるため、理事長が中心となって目標を管理する。 また、内部統制担当役員のもと、内部監査組織を構築し、計画的に内部監査を行い、結果をマネジメントレビューで報告する。 目標の達成度評価を行い、問題点や対策を各部門や職員にフィードバックするとともに、PDCAサイクルを回してさらなる改善を図る。	・マネジメントレビュー実施回数 (回) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H30実績</td> <td>R5目標値</td> </tr> <tr> <td>マネジメントレビュー実施回数</td> <td>-</td> <td>2</td> </tr> </table>		H30実績	R5目標値	マネジメントレビュー実施回数	-	2	・マネジメントレビュー実施回数 (回) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H30実績</td> <td>年度計画値</td> </tr> <tr> <td>マネジメントレビュー実施回数</td> <td>-</td> <td>1</td> </tr> </table>		H30実績	年度計画値	マネジメントレビュー実施回数	-	1
	H30実績	R5目標値														
マネジメントレビュー実施回数	-	2														
	H30実績	年度計画値														
マネジメントレビュー実施回数	-	1														
小項目	(3) コンプライアンスの徹底 ○関係法令の遵守 ○行動規範と倫理の確立 医療法、地方独立行政法人法(その他の関係法令の遵守を徹底するとともに、行動規範と倫理の確立に取り組むこと。	(3) コンプライアンスの徹底 ○コンプライアンスを徹底する風土づくり 職員一人ひとりが自覚をもって関係法令や内部規定を順守し徹底する組織風土を作るため、職員研修の定期的な実施や常に最新の情報が職員間で共有できる環境を構築する。		・コンプライアンス研修実施回数 (回) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H30実績</td> <td>年度計画値</td> </tr> <tr> <td>コンプライアンス研修実施回数</td> <td>-</td> <td>2</td> </tr> </table>		H30実績	年度計画値	コンプライアンス研修実施回数	-	2						
	H30実績	年度計画値														
コンプライアンス研修実施回数	-	2														
小項目	(4) リスクマネジメント体制の整備 ○リスク管理の適正に実施する体制を整備 個人情報保護や情報セキュリティ対策等の市民病院を取り巻く様々なリスク管理を適切に実施するため、リスクマネジメント体制を整備すること。	(4) リスクマネジメント体制の整備 ○リスクマネジメント体制の整備 リスクマネジメント体制については、関連規程を整備するとともに、(仮称)リスク管理委員会を設置してリスク管理を適正に行う。 ○個人情報保護・情報セキュリティの適正な対応 個人情報保護及び情報公開に関しては、たつの市個人情報保護条例、たつの市情報公開条例に準拠する。 情報セキュリティについては、市民病院機構の情報資産を保護するため、規程等の整備を行う。		・リスク管理委員会実施回数 (回) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H30実績</td> <td>年度計画値</td> </tr> <tr> <td>委員会実施回数</td> <td>-</td> <td>6</td> </tr> </table>		H30実績	年度計画値	委員会実施回数	-	6						
	H30実績	年度計画値														
委員会実施回数	-	6														

項目	中期目標 (R2~R5) の項目	中期計画 (R2~R5) の項目	中期計画 (R2~R5) の指標 【中期計画期間(4年後)における数値目標】	年度計画 (R2) の指標 【中期計画に基づいた各年度の実施計画 における数値目標】																																										
中項目	2 職員の士気の向上	2 職員の士気の向上																																												
小項目	(1) 職員の意識改革 ○理念や中期計画等の職員への浸透 ○目標及び評価における職員の情報共有 職員全体の意識改革を行うため、基本方針や中期計画・年度計画について職員に浸透させる取組を行うこと。また、経営戦略目標に基づく目標管理とモニタリングについて全職員が情報を共有できる体制を構築し、職員の意識改革を図ること。	(1) 職員の意識改革 ○理念や中期計画等の職員への浸透 市民病院機構の理念や基本方針、中期目標、中期計画については、経営陣である役員はもとより、全職員とも共有を図り、職員一丸となって前向きな姿勢で職務に取り組んでいく組織風土への変革を図る。 ○目標及び評価における職員の情報共有 組織内での伝達体系の強化やICTの活用等によって、市民病院機構全体だけでなく部署ごとの目標や結果、その他経営情報等をストレスなく確認できる体制を構築する。																																												
小項目	(2) 働きやすい職場環境の確保 ○ワークライフバランスの実現 ○本来業務に専念できる体制整備 ワークライフバランスに配慮し、職員が本来業務に専念できる体制の構築すること。	(2) 働きやすい職場環境の確保 ○職員満足度アンケートの実施 職員が業務に専念できる環境を整えるため、職員満足度アンケートを定期的実施し、職員の意見や要望を吸い上げ、職場環境に反映していく仕組みを構築する。 ○ワークライフバランスの推進 ワークライフバランスの実現に向けて、有給休暇取得の促進や育児休業による復職を支援する仕組みの検討等、仕事と家庭が両立できる環境を推進していく。	・有給休暇取得率 (日) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30実績</th> <th>R5目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間有給取得日数</td> <td>10.5</td> <td>12.0</td> </tr> </tbody> </table>		H30実績	R5目標値	年間有給取得日数	10.5	12.0	・職員満足度 (%) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30実績</th> <th>年度計画値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>職員満足度</td> <td>-</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table> ※5段階評価で4以上の割合 ・有給休暇取得率 (日) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30実績</th> <th>年度計画値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年間有給取得日数</td> <td>10.5</td> <td>11.5</td> </tr> </tbody> </table>		H30実績	年度計画値	職員満足度	-	40		H30実績	年度計画値	年間有給取得日数	10.5	11.5																								
	H30実績	R5目標値																																												
年間有給取得日数	10.5	12.0																																												
	H30実績	年度計画値																																												
職員満足度	-	40																																												
	H30実績	年度計画値																																												
年間有給取得日数	10.5	11.5																																												
小項目	(3) 人事制度・給与体系の構築 ○業務実績や社会一般の情勢に適した職員の給与体系の構築 職員の給与は、勤務成績や法人の業務実績を考慮し、かつ、社会一般の情勢に適合すること。また、職員のモチベーション向上につながる人事制度や給与体系の構築を図ること。	(3) 人事制度・給与体系の構築 ○業績や貢献度に応じた人事制度・給与体系の構築 人事制度・給与体系については、職員の業績や能力を公正に評価するための人事評価制度の適正な運用を図るとともに、社会情勢に適合し、評価に基づく給与体系を構築することで職員のモチベーションの向上、職員確保及び組織の活性化を図る。		・資格手当対象資格数 (種類) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30実績</th> <th>年度計画値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資格手当対象資格</td> <td>10</td> <td>13</td> </tr> </tbody> </table>		H30実績	年度計画値	資格手当対象資格	10	13																																				
	H30実績	年度計画値																																												
資格手当対象資格	10	13																																												
大項目	第4 財務内容の改善に関する事項	第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置																																												
中項目	1 収入の増加・確保	1 収入の増加・確保																																												
小項目	(1) 病床利用率・診療単価の向上 ○病床利用率の向上 ○新規入院患者の増 ○診療単価の向上 診療体制を充実させ、新規入院患者の増加や病床利用率の向上による増収を図ること。また、診療機能に見合った適切な収入を確保する等、診療単価の向上を図ること。	(1) 病床利用率・診療単価の向上 ○適正なベッドコントロール 部署間での連携を密にして、各病棟におけるベッドコントロールを適正に実施し、他病院からの紹介や救急対応による患者をできる限り受入れることで、新規入院患者数や病床利用率を向上させる。 ○各診療単価の向上 情報収集や加算取得に必要な体制整備を行うことで、限られた資源の中で、新たな施設基準の取得やランクアップの取組を行い、診療単価の向上を図る。	・各指標 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30実績</th> <th>R5目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日平均入院患者数(人)</td> <td>101.4</td> <td>108.2</td> </tr> <tr> <td>1日平均外来患者数(人)</td> <td>182.1</td> <td>199.2</td> </tr> <tr> <td>新規入院患者数(人)</td> <td>1,158</td> <td>1,245</td> </tr> <tr> <td>病床利用率(%)</td> <td>84.5</td> <td>90.2</td> </tr> <tr> <td>入院診療単価(円)</td> <td>31,409</td> <td>31,780</td> </tr> <tr> <td>外来診療単価(円)</td> <td>7,948</td> <td>8,600</td> </tr> </tbody> </table>		H30実績	R5目標値	1日平均入院患者数(人)	101.4	108.2	1日平均外来患者数(人)	182.1	199.2	新規入院患者数(人)	1,158	1,245	病床利用率(%)	84.5	90.2	入院診療単価(円)	31,409	31,780	外来診療単価(円)	7,948	8,600	・各指標 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30実績</th> <th>年度計画値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日平均入院患者数(人)</td> <td>101.4</td> <td>106.2</td> </tr> <tr> <td>1日平均外来患者数(人)</td> <td>182.1</td> <td>173.0</td> </tr> <tr> <td>新規入院患者数(人)</td> <td>1,158</td> <td>1,222</td> </tr> <tr> <td>病床利用率(%)</td> <td>84.5</td> <td>88.5</td> </tr> <tr> <td>入院診療単価(円)</td> <td>31,409</td> <td>31,230</td> </tr> <tr> <td>外来診療単価(円)</td> <td>7,948</td> <td>8,500</td> </tr> </tbody> </table>		H30実績	年度計画値	1日平均入院患者数(人)	101.4	106.2	1日平均外来患者数(人)	182.1	173.0	新規入院患者数(人)	1,158	1,222	病床利用率(%)	84.5	88.5	入院診療単価(円)	31,409	31,230	外来診療単価(円)	7,948	8,500
	H30実績	R5目標値																																												
1日平均入院患者数(人)	101.4	108.2																																												
1日平均外来患者数(人)	182.1	199.2																																												
新規入院患者数(人)	1,158	1,245																																												
病床利用率(%)	84.5	90.2																																												
入院診療単価(円)	31,409	31,780																																												
外来診療単価(円)	7,948	8,600																																												
	H30実績	年度計画値																																												
1日平均入院患者数(人)	101.4	106.2																																												
1日平均外来患者数(人)	182.1	173.0																																												
新規入院患者数(人)	1,158	1,222																																												
病床利用率(%)	84.5	88.5																																												
入院診療単価(円)	31,409	31,230																																												
外来診療単価(円)	7,948	8,500																																												

項目	中期目標 (R2~R5) の項目	中期計画 (R2~R5) の項目	中期計画 (R2~R5) の指標 【中期計画期間(4年後)における数値目標】	年度計画 (R2) の指標 【中期計画に基づいた各年度の実施計画 における数値目標】																		
小項目	(2) 医療環境の変化への対応 ○法改正や診療報酬改正への迅速な対応 法改正や診療報酬改定に迅速に対応し、収益の改善を図ること。	(2) 医療環境の変化への対応 ○診療報酬改定等の情報収集・早期対応 診療報酬の改定や法改正については、適切な診療報酬を確保し安定的な収益向上を図るため、徹底した情報収集や分析を行い、迅速かつ的確に対応する。 ○診療報酬の適正化 診療報酬の査定減・返戻・請求漏れ対策については、レセプトチェックソフトを活用した効率的な点検や分析、診療部と医事部門の連携強化等の対策を実施するとともに、(仮称)診療報酬委員会にて情報を共有し、診療報酬請求の精度向上を図る。 ○未収金の回収・管理 未収金対策については、院内の連携や患者への説明、督促、訪問徴収等未収金の管理体制を強化し、発生防止と早期回収に努める。生活困窮者については、専用相談窓口を設けソーシャルワーカーによる相談支援を早期に行い、負担の少ない支払方法や社会資源の活用等、それぞれの状況に応じて対応する。		・診療報酬査定減率 (%) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H30実績</td> <td>年度計画値</td> </tr> <tr> <td>査定率</td> <td>3.2</td> <td>3.0</td> </tr> </table> ・医療費個人負担分(過年度)収納率 (%) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H30実績</td> <td>年度計画値</td> </tr> <tr> <td>医療費個人負担分収納率</td> <td>-</td> <td>15</td> </tr> </table>		H30実績	年度計画値	査定率	3.2	3.0		H30実績	年度計画値	医療費個人負担分収納率	-	15						
	H30実績	年度計画値																				
査定率	3.2	3.0																				
	H30実績	年度計画値																				
医療費個人負担分収納率	-	15																				
中項目	2 経費削減・抑制	2 経費削減・抑制																				
小項目	(1) 施設管理の強化 ○施設管理に伴う維持管理費のコスト削減 施設管理に伴う維持管理費についてコスト削減を図ること。	(1) 施設管理の強化 ○維持管理費のコスト削減 施設の維持修繕については、中期計画期間において計画的に実施することで、施設の長寿命化を図る。 また、施設管理や業務運営等に伴う経費については、費用の状況を定期的に分析し改善策を検討することで、職員のコスト削減意識を高め、積極的にコスト削減を図る。	・経費比率 (%) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H30実績</td> <td>R5目標値</td> </tr> <tr> <td>経費比率</td> <td>16.3</td> <td>12.2</td> </tr> </table>		H30実績	R5目標値	経費比率	16.3	12.2	・経費比率 (%) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H30実績</td> <td>年度計画値</td> </tr> <tr> <td>経費比率</td> <td>16.8</td> <td>13.1</td> </tr> </table> ・消耗品費支出額 (千円) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H30実績</td> <td>年度計画値</td> </tr> <tr> <td>消耗品費支出額</td> <td>9,049</td> <td>8,868</td> </tr> </table>		H30実績	年度計画値	経費比率	16.8	13.1		H30実績	年度計画値	消耗品費支出額	9,049	8,868
	H30実績	R5目標値																				
経費比率	16.3	12.2																				
	H30実績	年度計画値																				
経費比率	16.8	13.1																				
	H30実績	年度計画値																				
消耗品費支出額	9,049	8,868																				
小項目	(2) 医療機器の適正な管理 ○医療機器の計画的な整備 医療機器は、必要性や費用対効果を勘案し、計画的に整備すること。	(2) 医療機器の適正な管理 ○医療機器の計画的な整備 医療機器については、日常的に点検や定期的なメンテナンスを行い、機能を維持する。 医療機器の更新については、整備計画に基づき、必要性や費用対効果を勘案した上で、計画的に更新を行う。	・整備計画額(別途計画数値記載)																			
小項目	(3) 材料費の抑制 ○診療材料費の抑制 医薬品や診療材料等の在庫管理を適正に行い、費用の抑制を図ること。	(3) 材料費の抑制 ○医薬品・診療材料の在庫管理の適正化 医薬品や診療材料については、院内の物流を管理するシステムによる適正な在庫管理を行う。また、(仮称)SPD委員会を中心として診療材料に導入しているSPDの運用方法や診療材料費の抑制を図る。	・材料費比率 (%) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H30実績</td> <td>R5目標値</td> </tr> <tr> <td>材料費比率</td> <td>10.9</td> <td>10.5</td> </tr> </table>		H30実績	R5目標値	材料費比率	10.9	10.5	・材料費比率 (%) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H30実績</td> <td>年度計画値</td> </tr> <tr> <td>材料費比率</td> <td>10.9</td> <td>10.8</td> </tr> </table>		H30実績	年度計画値	材料費比率	10.9	10.8						
	H30実績	R5目標値																				
材料費比率	10.9	10.5																				
	H30実績	年度計画値																				
材料費比率	10.9	10.8																				
小項目	(4) 人件費の適正化 ○人員管理による人件費の適正化 病院の規模に見合った最適な人員管理及び人事配置を行い、人件費の適正化を図ること。	(4) 人件費の適正化 ○病院の規模に適合した人事管理 市民病院機構職員については、中長期的な人員計画を作成し、組織規模に応じた人員管理を行う。また、人件費の適正化を図るため、限りある人材を最大限に活かし、効率的効果的な人事配置や	・医療収益対給与費比率 (%) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H30実績</td> <td>R5目標値</td> </tr> <tr> <td>医療収益対給与費比率</td> <td>77.5</td> <td>76.7</td> </tr> </table>		H30実績	R5目標値	医療収益対給与費比率	77.5	76.7	・医療収益対給与費比率 (%) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H30実績</td> <td>年度計画値</td> </tr> <tr> <td>医療収益対給与費比率</td> <td>77.5</td> <td>78.7</td> </tr> </table>		H30実績	年度計画値	医療収益対給与費比率	77.5	78.7						
	H30実績	R5目標値																				
医療収益対給与費比率	77.5	76.7																				
	H30実績	年度計画値																				
医療収益対給与費比率	77.5	78.7																				

項目	中期目標 (R2~R5) の項目	中期計画 (R2~R5) の項目	中期計画 (R2~R5) の指標 【中期計画期間(4年後)における数値目標】	年度計画 (R2) の指標 【中期計画に基づいた各年度の実施計画 における数値目標】																		
		組織体系の整備を行う。																				
小項目	(5) 効率的な予算執行	(5) 効率的な予算執行																				
	○年度や予算科目の弾力的な運用による予算執行の効率化 年度や予算科目を弾力的に運用し、効率的な予算執行を図ること。	○効果的な予算管理と予算執行の弾力化 予算については、部署別、部門別の予算執行状況及び経営状況の常時把握や予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制を整備し、厳格に予算管理を行うとともに、病院運営において有効な業務や即時対応が必要な業務等において、弾力的な運用が可能な地方独立行政法人の会計制度を活用した効率的な予算執行を行う。																				
小項目	(6) 契約方法の見直し	(6) 契約方法の見直し																				
	○民間手法を取り入れた契約方法の見直し 地方独立行政法人のメリットを活かし、契約方法や購入方法について、民間的手法を取り入れた見直しを行うことにより、コスト削減を図ること。	○契約手法の見直し 契約方法については、新たに契約規程を整備し、複数年契約や契約期間の更新等の見直しを行い、調達コストの削減を図る。		・契約見直し件数 (件) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H30実績</td> <td>年度計画値</td> </tr> <tr> <td>契約見直し件数</td> <td>-</td> <td>5</td> </tr> </table>		H30実績	年度計画値	契約見直し件数	-	5												
	H30実績	年度計画値																				
契約見直し件数	-	5																				
中項目	3 経営基盤の強化	3 経営基盤の強化																				
小項目	(1) 中期目標期間の経営	(1) 中期目標期間の経営																				
	○一体的な経営改革 理事長のリーダーシップのもと、組織一体となって経営改革に取り組み、安定し自立した経営基盤を確立すること。 ○中期目標の確実な達成 ○経常収支比率及び医業収支比率の向上 また、中期目標の確実な達成を目指し、目標管理のモニタリングと評価を徹底し、経常収支比率及び医業収支比率を向上させること。	○経営改革の推進 中期目標の確実な達成と更なる発展を目指し、理事長を中心とした経営陣である役員が中心となって職員全体による一体的な経営改革を推進できる体制を構築し、地域に根差した中長期的な視点で戦略的な病院経営を行い、中期目標期間における経常収支比率及び医業収支比率の向上を図る。	・指標 (%) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H30実績</td> <td>R5目標値</td> </tr> <tr> <td>経常収支比率</td> <td>107.3</td> <td>101.0</td> </tr> <tr> <td>医業収支比率</td> <td>87.7</td> <td>92.1</td> </tr> </table>		H30実績	R5目標値	経常収支比率	107.3	101.0	医業収支比率	87.7	92.1	・指標 (%) <table border="1"> <tr> <td></td> <td>H30実績</td> <td>年度計画値</td> </tr> <tr> <td>経常収支比率</td> <td>107.3</td> <td>100.6</td> </tr> <tr> <td>医業収支比率</td> <td>87.7</td> <td>89.9</td> </tr> </table>		H30実績	年度計画値	経常収支比率	107.3	100.6	医業収支比率	87.7	89.9
	H30実績	R5目標値																				
経常収支比率	107.3	101.0																				
医業収支比率	87.7	92.1																				
	H30実績	年度計画値																				
経常収支比率	107.3	100.6																				
医業収支比率	87.7	89.9																				
小項目	(2) 運営費負担金	(2) 運営費負担金																				
	運営負担金は、市民病院としての役割を果たすために必要な不採算医療や政策医療等の実施等に伴う独立採算が困難な経費について負担するものであり、中期計画において適切な額を計上すること。	○運営費負担金の適正な算定 運営費負担金及び運営費交付金については、経営改善を推し進めた上で、中期目標に示された不採算医療等を実施するために必要な金額を計上する。	・予算・収支計画(別途計画数値記載)																			
大項目	第5 その他業務運営に関する重要事項	第5 その他業務運営に関する目標を達成するためとるべき措置																				
中項目	1 附帯事業	1 附帯事業																				
	附帯事業として実施している介護老人保健施設ケアホームみつ、訪問看護ステーションれんげ、たつの市居宅介護支援事業所、室津診療所のあり方について、地域のニーズや取り巻く環境を十分に踏まえた上で検討すること。	附帯事業については、当面の間現在の状況を維持しながら、それぞれの事業について今後の在り方について市と協議を十分に行いながら検討を行う。																				

項目	中期目標 (R2~R5) の項目	中期計画 (R2~R5) の項目	中期計画 (R2~R5) の指標 【中期計画期間(4年後)における数値目標】	年度計画 (R2) の指標 【中期計画に基づいた各年度の実施計画 における数値目標】
		第6 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画		
		1 予算計画		
		・予算計画 ・人件費の見積り	・R2~R5 予算 ・人件費の見積り ・運営費負担金の基準	・年度ごと予算 ・年度ごと人件費の見積り ・運営費負担金の基準
		2 収支計画		
		・収支計画	・R2~R5 収支計画	・年度ごと収支計画
		3 資金計画		
		・資金計画	・R2~R5 資金計画	・年度ごと資金計画
		第7 短期借入金の限度額		
		1 短期借入金の限度額		
		(1) 限度額		
		・限度額	・1,000百万円	
		(2) 短期借入金の発生事由		
		・短期借入金が発生する場合の事由	ア 一時的な資金不足への対応 イ 大規模災害や予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費への対応	
		第8 出資等に係る不要財産の処分に関する計画		
		1 出資等に係る不要財産の処分に関する計画		
		・不要財産の処分計画	なし	
		第9 第8の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画		
		1 第8の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画		
		・財産の剰余・担保の計画	なし	
		第10 剰余金の使途		
		1 剰余金の使途		

項目	中期目標（R2～R5）の項目	中期計画（R2～R5）の項目	中期計画（R2～R5）の指標 【中期計画期間(4年後)における数値目標】	年度計画（R2）の指標 【中期計画に基づいた各年度の実施計画 における数値目標】
		・剰余金が発生した時の使途方法	決算において剰余を生じた場合は、病院施設の整備、医療機器の購入、教育・研修体制の充実、将来の資金需要に対応するための預金等に充てる。	
		第11 料金に関する事項		
		1 料金		
		(1) 健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律及び介護保険法その他法令等により診療等を受ける者に係る料金		
		・法等に規定された料金	当該法令の定めるところにより算定した額。	
		(2) 前号以外の額		
		・理事長が別に定める額	別に理事長が定める額。	
		2 減免		
		(1) 料金を納付する資力がないと認める者		
		・資力がないと認められた場合	料金を納付する資力がないと認める者	
		(2) その他理事長において特に必要があると認める者		
		・理事長が特に認める場合	その他理事長において特に必要があると認める者	
		第12 業務運営等に関する規則で定める事項		
		1 施設及び整備に関する計画		
		・施設及び整備に関する計画	・目標期間内の施設及び設備の内容 ・目標期間内の施設及び設備の予定額 ・目標期間内の施設及び設備の財源	・年度内の施設及び設備の内容 ・年度内の施設及び設備の予定額 ・年度内の施設及び設備の財源
		2 中期目標の期間を超える債務負担		
		・中期目標期間を超える債務負担の予定	・目標期間内の償還額 ・次期以降の償還額 ・総債務償還額	・各年度償還額
		3 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画		
		・次期における積立金の処分計画（※次期以降に発生）	・なし	
		4 1～3に掲げるもののほか、法人の業務の執行に関して必要な事項		
		・該当がある場合	・なし	

中期計画・年度計画数値一覧表

計画項目	計画	項目	H30実績	年度計画値 R2目標値	R3目標値	R4目標値	中期計画値 R5目標値	ベンチマーク 参考値比較数値	根拠資料・ データ等
2-1-1	年度計画	高度急性期病床（床）	-	0	-	-	-	4	地域医療構想
2-1-1	年度計画	急性期病床（床）	60	40	-	-	-	56	地域医療構想
2-1-1	年度計画	回復期リハビリ病床（床）	40	40	-	-	-	40	地域医療構想
2-1-1	年度計画	地域包括ケア病床（床）	20	40	-	-	-	20	地域医療構想
2-1-2	中期計画	救急搬送受入率（%）	79.8	81	82	82	82	約81	厚生労働省アンケート中間数値
2-1-2	年度計画	救急入院患者数（人）	321	260	-	-	-	240	実績値より
2-1-3	中期計画	年間紹介率（%）	45.8	48	52	56	60	66.6	全国平均値
2-1-3	中期計画	年間逆紹介率（%）	36.9	38	43	46	50	49.1	全国平均値
2-1-3	年度計画	一般病棟在宅復帰率（%）	80.9	85	-	-	-	85	実績値より
2-1-3	年度計画	回復期病棟在宅復帰率（%）	97.2	98	-	-	-	98	実績値より
2-1-3	年度計画	訪問診療件数（件）	454	480	-	-	-	480	実績値より
2-1-3	年度計画	訪問看護ステーション利用者数（人）	3,151	4,100	-	-	-	3,600	実績値より
2-1-4	年度計画	室津診療所患者数（人）	2148	2,000	-	-	-	1,900	実績値より
2-1-5	年度計画	人間ドック受診者数（人）	216	240	-	-	-	220	実績値より
2-1-6	年度計画	災害訓練回数（回）	1	1	-	-	-	1	実績値より
2-1-7	年度計画	連携事業数（事業）	1	1	-	-	-	1	実績値より
2-2-1	年度計画	転倒・転落率（‰）	3.4	3.2	-	-	-	3.3	実績値より
2-2-1	中期計画	医療の質の測定・公表回数	-	1	1	1	1	1	
2-2-1	年度計画	クリティカルパス適用数（件）	-	130	-	-	-	-	全国平均値40%、年間地域包括入院者見込数×40%
2-2-2	中期計画	入院患者満足度（%）	89.4	90	90.5	91	92	67.8	受療行動調査（全国平均）
2-2-2	中期計画	外来患者満足度（%）	83.3	87	88	89	90	59.3	受療行動調査（全国平均）
2-2-2	年度計画	感謝割合（%）	-	40	-	-	-	36	今年度現状値
2-2-3	中期計画	入院患者接遇満足度（%）	68.8	75	80	80	80	72.2	受療行動調査（全国平均）
2-2-3	中期計画	外来患者接遇満足度（%）	70.2	75	80	80	80	57.9	受療行動調査（全国平均）
2-2-3	年度計画	接遇研修実施回数（回）	3	3	-	-	-	3	実績値より
2-2-4	年度計画	出前講座回数（回）	15	24	-	-	-	20	実績値より
2-3-1	中期計画	医師数（人）	7	8	8	9	9	9	実績値より

中期計画・年度計画数値一覧表

計画項目	計画	項目	H30実績	年度計画値 R2目標値	R3目標値	R4目標値	中期計画値 R5目標値	ベンチマーク 参考値比較数値	根拠資料・ データ等
2-3-1	中期計画	看護師数(人)	78	84	84	84	84	84	実績値より
2-3-1	中期計画	その他医療職(人)	39	40	40	40	40	40	実績値より
2-3-1	年度計画	看護師離職率(%)	16	12	-	-	-	13.1	病院看護実態 調査 兵庫県
2-3-2	年度計画	院内研修実施回数(回)	23	30	-	-	-	-	実績値より
2-3-2	年度計画	院外研修参加人数(人)	138	150	-	-	-	-	実績値より
3-1-1	年度計画	法人採用事務職員(人)	-	3	-	-	-	5	事務局行政職 職員数
3-1-2	中期計画	マネジメントレビュー実施回数(回)	-	1	2	2	2	-	上半期結果・ 下半期結果
3-1-2	年度計画	目標管理研修実施回数	-	-	-	-	-	-	-
3-1-3	年度計画	コンプライアンス研修実施回数(回)	-	2	-	-	-	-	独法導入時及 び定期的研修
3-1-4	年度計画	リスク管理委員会実施回数(回)	-	6	-	-	-	-	2カ月に1回程度
3-2-2	年度計画	職員満足度(%)	-	40	-	-	-	30	職員自己申告書の 担当業務満足度
3-2-2	中期計画	年間有給取得日数(日)	10.5	11.5	11.7	11.9	12	9.3	厚労省 全国平均
3-2-3	年度計画	資格手当対象資格(資格)	10	13	-	-	-	-	実績値より
4-1-1	中期計画	1日平均入院患者数(人)	101.4	106.2	106.8	107.6	108.2	101.4	実績値より
4-1-1	中期計画	1日平均外来患者数(人)	182.1	173	181.7	190.4	199.2	182.1	実績値より
4-1-1	中期計画	新規入院患者数(人)	1,158	1,222	1,229	1,236	1,245	1,158	実績値より
4-1-1	中期計画	病床利用率(%)	84.5	88.5	89.1	89.6	90.2	72.9	H30兵庫県公 立病院平均
4-1-1	中期計画	入院診療単価(円)	31,409	31,230	31,410	31,600	31,780	49,783	H30兵庫県公 立病院平均
4-1-1	中期計画	外来診療単価(円)	7,948	8,500	8,520	8,560	8,600	13,250	H30兵庫県公 立病院平均
4-1-1	中期計画	平均在院日数(日)	15.7	-	-	-	-	-	-
4-1-1	年度計画	査定減率(%)	3.2	3.0	-	-	-	-	実績値より
4-1-1	年度計画	医療費個人負担収納率(%)	-	15	-	-	-	12.7	今年度見込み より
4-1-2	中期計画	経費比率(%)	16.2	13.1	12.9	12.5	12.2	20.3	類似独法平均
4-1-3	中期計画	材料費比率(%)	10.9	10.8	10.8	10.5	10.5	14.1	類似独法平均
4-1-4	中期計画	医業収益対給与費比率(%)	77.5	78.7	78.1	77.6	76.7	57.7	類似独法平均
4-1-5	中期計画	経常収支比率(%)	107.3	100.6	101.1	101.4	101	97.1	類似独法平均
4-1-6	中期計画	医業収支比率(%)	87.7	89.9	91	92.3	92.2	98.3	類似独法平均

地方独立行政法人たつの市民病院機構年度計画（案）

前文

地方独立行政法人たつの市民病院機構（以下「市民病院機構」という。）は、法人の定款で定められた目的を果たすため、たつの市長から指示された中期目標を達成するための具体的な計画として、地方独立行政法人法に基づき、ここに中期計画を定める。

1期目となる本中期計画では、「こころある医療」を通して地域に貢献する理念のもと、全職員が一丸となって地域住民や患者に提供する医療サービスの向上と地方独立行政法人制度のメリットを生かして病院経営の改善を図り、市民病院機構としての基礎を固め、安定的な市民病院機構運営の確立を目指すものである。

第1 年度計画の期間

中期目標の期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 地域医療構想を踏まえた果たすべき役割

(1) 地域医療構想を踏まえた医療の提供

地域医療構想については、地域医療構想調整会議へ参画し、兵庫県及び龍野健康福祉事務所と十分に連携し、最新の情報収集を行う。

圏域内の医療機能分担による病床機能については、地域の医療ニーズを踏まえ、将来不足が見込まれている高度急性期病床及び回復期病床の整備を行い、地域医療構想との整合を図る。

【年度数値目標】

項目	平成30年度実績	令和2年度目標値
高度急性期病床 (床)	-	-
急性期病床 (床)	60	40
回復期リハビリ病床 (床)	40	40
地域包括ケア病床 (床)	20	40

(2) 救急医療の安定化

救急医療については、休日・夜間においても院内の各部署や救急隊との連携を強化し、24時間365日体制により内科の救急患者受入体制を確保する。

救急対応や他の医療機関からの亜急性期以降の二次救急医療による入院に対して、ベッドコントロールや職員間の引継体制を充実させ、受け入れ体制の強化を図る。

【年度数値目標】

項目	平成30年度実績	令和2年度目標値
救急搬送受入率 (%)	79.8	81.0
救急入院患者数 (人)	321	260

(3) 地域包括ケアシステムへの貢献と在宅医療の充実

地域包括ケアシステムの中心的役割を担うため、病院－在宅連携ルールの徹底や地域の医療機関の後方連携等、診療圏における地域の医療機関、介護支援専門員、介護事業所、市等との連携を強化することで、入院から在宅療養まで、患者やその家族を取り巻く環境に応じた適切な支援を行う。

回復期病棟では、急性期を脱しても、医学的・社会的サポートが必要な患者を受け入れ、多職種で編成する専門チームにより集中的なリハビリテーションを実施し、心身ともに回復した状態で自宅へ復帰できるよう支援する。

地域医療構想の重点項目となっている在宅医療については、在宅療養支援病院として、訪問診療、訪問リハビリ及び看取りの実施体制の更なる強化を図り、退院後の在宅生活を支援する。

また、外来診療科については、多角的に診療を行う総合診療体制を維持するとともに、嚙下外来の整備等安全安心な在宅生活を支える視点に立った外来機能の充実を図る。

訪問看護ステーションについては、24時間対応やたつの市・揖保郡医師会在宅サポート医制におけるコールセンター機能等のサービスを充実させるとともに、病院本体との連携による看取りも含めた切れ目のない医療サービスの提供の一翼を担う。

【年度数値目標】

項目	平成30年度実績	令和2年度目標値
年間紹介率 (%)	45.8	48.0
年間逆紹介率 (%)	36.9	38.0
一般病棟在宅復帰率 (%)	80.9	85.0
回復期病棟在宅復帰率 (%)	97.2	98.0
訪問診療件数 (件)	454	480
訪問看護ステーション利用者数 (人)	3,151	4,100

(4) へき地医療の提供

へき地である室津地区については、室津地区を取り巻く環境や医療ニーズを考慮しながら、室津診療所における外来診療及びたつの市民病院や訪問看護ステーションからの訪問診療、訪問看護等により、安定的な医療を提供していく。

【年度数値目標】

項目	平成30年度実績	令和2年度目標値
室津診療所患者数（人）	2,148	2,000

(5) 予防医療の充実

市民健診や人間ドック等の健診（検診）事業については、プロジェクトチームを設置し、現状分析や課題対応を検討することで、受診者のニーズに応じたメニューやサービスの質の向上を図る。

感染症予防については、基幹定点医療機関として引き続きサーベイランス事業に参加することで、県や市等の関係機関に情報提供を行っていく。また、予防接種協力医療機関として海外渡航時の対応等予防接種の実施及び啓発を図る。

【年度数値目標】

項目	平成30年度実績	令和2年度目標値
人間ドック受診者数（人）	216	240

(6) 災害時の対応

西播磨圏域地域災害救急医療マニュアルを勘案し、医薬品の備蓄など災害や事故等の緊急時の備えを行うとともに、地域医療情報センターからの求めに応じて対応する。

災害に備えたマニュアルの整備、災害訓練の積極的な実施等を行い、災害時の医療体制の強化を図る。

【年度数値目標】

項目	平成30年度実績	令和2年度目標値
災害訓練回数（回）	1	1

(7) 播磨姫路圏域における連携強化

たつの市・揖保郡医師会をはじめとする関係団体とそれぞれの団体が主催する会合等を通じて、更なる連携強化を図る。

播磨姫路圏域における診療圏の近隣病院とは、圏域会議や部門ごとの連絡会、研修会を通じて、顔の見える連携強化と圏域内における市民病院機構の位置づけの認知を図る。

播磨科学公園都市圏域定住自立圏における連携については、引き続き連携事業の実施を通じて圏域内の医療圏域体制の充実を図る。

【年度数値目標】

項目	平成30年度実績	令和2年度目標値
連携事業数（事業）	1	1

2 地域住民や患者が安心できる医療の提供

(1) 医療安全及び医療サービスの質の向上

医療安全については、「(仮称)医療安全推進部会」を中心にインシデント・アクシデント等の情報を収集・分析し、Total Quality Managementの手法を用いて、適宜、医療安全対策やマニュアル整備、医療安全の研修等を実施し、安全安心な医療体制の強化を図る。

その他に院内感染対策として、「(仮称)院内感染対策委員会」を中心に、情報収集や院内の状況把握を行う体制を強化し、迅速かつ的確に対応する。

医療サービスの質の向上については、市民病院機構における様々な医療の質や機能を適切なクオリティインディケータを用いて測定及び公表を行うとともに、医療サービスの改善を図る。

また、入院医療においては、クリティカルパスを導入して、医師、看護師をはじめ、医療にかかわる職員が患者の治療計画を共有化し、チーム医療に役立てるとともに、医療資源の効率化や医療サービスの質の向上を図る。

【年度数値目標】

	平成30年度実績	令和2年度目標値
医療の質の測定・公表回数(回)	-	1
転倒・転落率(%)	3.4	3.2
クリティカルパス適用数(件)	-	130

(2) 患者満足度の向上

患者満足度調査(患者アンケート)を定期的実施し、患者のニーズや課題の把握を行うとともに、待ち時間の短縮や院内環境の整備、患者満足度調査(患者アンケート)による患者の要望等に対し、患者本位の業務改善や対策を図る。

また、患者に対する的確な診断と治療はもとより、診断内容、治療計画さらには副作用やリスク等を含めて十分説明し、患者が理解、納得した上で治療行為を選択していくインフォームド・コンセントの充実を図る。

【年度数値目標】

	平成30年度実績	令和2年度目標値
入院患者満足度(%)	89.3	90.0
外来患者満足度(%)	83.3	87.0
感謝割合(%)	-	40.0

(3) 職員の接遇向上

接遇研修を計画的に実施し、全職員の接遇スキルの向上を図る。

患者満足度調査(患者アンケート)の結果や感謝の言葉、苦情の内容について、職員が情報共有できる体制を構築し、職員の日々の接遇に対する意識付けを徹底する。

【年度数値目標】

	平成30年度実績	令和2年度目標値
入院患者接遇満足度 (%)	68.8	75.0
外来患者接遇満足度 (%)	70.2	75.0
接遇研修実施回数 (回)	3	3

(4) 市民への情報発信

市民に対し、市民向けの出前講座の実施やホームページ、広報、地域連携により、院内掲示等を充実させることで、健康増進の啓発を図るとともに、院内外に対して幅広く積極的に病院の情報を発信する。

【年度数値目標】

	平成30年度実績	令和2年度目標値
出前講座実施回数 (回)	15	24

3 医療の従事者の確保と育成

(1) 医療従事者の確保

安定的な医療を提供するため、関連大学への派遣依頼、人材紹介会社の活用等、医師の確保を図る。

また、実習生の積極的な受入、看護学校等への訪問授業、インターンシップや見学会、体験事業の受入、就職説明会への参加等、市民病院機構を広くPRし、看護師やその他医療職の確保を図る。

【年度数値目標】

	平成30年度実績	令和2年度目標値
医師数 (人)	7	8
看護師数 (人)	84	84
その他医療職 (人)	39	40
看護師離職率 (%)	16.0	12.0

(2) 医療従事者の育成

地域を支える医療を実現できる人材を育成するため、職種やキャリアに応じた育成プランを構築し、医療従事者一人ひとりの成長に合わせたステップアップを支援する。

医療従事者の育成に必要な研修については、管理職のマネジメントを徹底し計画的に実施するとともに、組織全体として研修の受講を積極的に推進する風土を根付かせ、職員の専門的な知識の習得や技術向上を支援する。

病院運営において有益な専門資格や認定の取得については、取得における職場でのサポートや資格手当の充実等による支援体制を整備する。

【年度数値目標】

	平成30年度実績	令和2年度目標値
院内研修実施回数 (回)	23	30
院外研修参加人数 (人)	138	150

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 組織ガバナンスの確立

(1) 効率的な組織体制と専門職員の確保

理事長のリーダーシップによる迅速な意思決定を支援するため、会議体について整備するとともに、理事会の適切な運営に努める。

また、院内環境の状況に応じて効率的な組織改編や人員配置を柔軟に実施する。専門職員については、病院経営特有の医療事務、人事、財務等の専門的知識を持った優秀な人材を積極的に確保する。

【年度数値目標】

	平成30年度実績	令和2年度目標値
法人採用事務職員 (人)	-	3

(2) 目標管理のモニタリングと評価

経営改革を組織全体に浸透させるため、理事長が中心となって目標を管理する。

また、内部統制担当役員のもと、内部監査組織を構築し、計画的に内部監査を行い、結果をマネジメントレビューで報告する。

目標の達成度評価を行い、問題点や対策を各部門や職員にフィードバックするとともに、PDCAサイクルを回してさらなる改善を図る。

【年度数値目標】

	平成30年度実績	令和2年度目標値
マネジメントレビュー実施回数 (回)	-	1

(3) コンプライアンスの徹底

職員一人ひとりが自覚をもって関係法令や内部規定を順守し徹底する組織風土を作るため、職員研修の定期的な実施や最新の情報が職員間で共有できる環境を構築する。

【年度数値目標】

	平成30年度実績	令和2年度目標値
コンプライアンス研修実施回数 (回)	-	2

(4) リスクマネジメント体制の整備

リスクマネジメント体制については、関連規程を整備するとともに、(仮称)リスク管理委員会を設置してリスク管理を適正に行う。

個人情報保護及び情報公開に関しては、たつの市個人情報保護条例、たつの市

情報公開条例に準拠する。

情報セキュリティについては、市民病院機構の情報資産を保護するため、規程等の整備を行う。

【年度数値目標】

	平成30年度実績	令和2年度目標値
リスク管理委員会実施回数（回）	-	6

2 職員の士気の向上

(1) 職員の意識改革

市民病院機構の理念や基本方針、中期目標、中期計画については、経営陣である役員はもとより、全職員とも共有を図り、職員一丸となって前向きな姿勢で職務に取り組んでいく組織風土への変革を図る。

組織内での伝達体系の強化やICTの活用等によって、市民病院機構全体だけでなく部署ごとの目標や結果、その他経営情報等をストレスなく確認できる体制を構築する。

(2) 働きやすい職場環境の確保

職員が業務に専念できる環境を整えるため、職員満足度アンケートを定期的実施し、職員の意見や要望を吸い上げ、職場環境に反映していく仕組みを構築する。

ワークライフバランスの実現に向けて、有給休暇取得の促進や育児休業による復職を支援する仕組みの検討等、仕事と家庭が両立できる環境を推進していく。

【年度数値目標】

	平成30年度実績	令和2年度目標値
年間有給取得日数（日）	10.5	11.5
職員満足度（%）	-	40.0

(3) 人事制度・給与体系の構築

人事制度・給与体系については、職員の業績や能力を公正に評価するための人事評価制度の適正な運用を図るとともに、社会情勢に適応し、評価に基づく給与体系を構築することで職員のモチベーションの向上、職員確保及び組織の活性化を図る。

【年度数値目標】

	平成30年度実績	令和2年度目標値
資格手当対象資格（資格）	10	13

第4 財務内容の改善に関する事項

1 収入の増加・確保

(1) 病床利用率・診療単価の向上

部署間での連携を密にして、各病棟におけるベッドコントロールを適正に実施し、他病院からの紹介や救急対応による患者をできる限り受入れることで、新規入院患者数や病床利用率を向上させる。

情報収集や加算取得に必要な体制整備を行うことで、限られた資源の中で、新たな施設基準の取得やランクアップの取組を行い、診療単価の向上を図る。

【年度数値目標】

	平成30年度実績	令和2年度目標値
1日平均入院患者数(人)	101.4	106.2
1日平均外来患者数(人)	182.1	173.0
新規入院患者数(人)	1,158	1,222
病床利用率(%)	84.5	88.5
入院診療単価(円)	31,409	31,230
外来診療単価(円)	7,948	8,500

(2) 医療環境の変化への対応

診療報酬の改定や法改正については、適切な診療報酬を確保し安定的な収益向上を図るため、徹底した情報収集や分析を行い、迅速かつ的確に対応する。

診療報酬の査定減・返戻・請求漏れ対策については、レセプトチェックソフトを活用した効率的な点検や分析、診療部と医事部門の連携強化等の対策を実施するとともに、(仮称)診療報酬委員会で情報を共有し、診療報酬請求の精度向上を図る。

未収金対策については、院内の連携や患者への説明、督促、訪問徴収等未収金の管理体制を強化し、発生防止と早期回収に努める。

生活困窮者については、専用相談窓口を設けソーシャルワーカーによる相談支援を早期に行い、負担の少ない支払方法や社会資源の活用等、それぞれの状況に応じて対応する。

【年度数値目標】

	平成30年度実績	令和2年度目標値
診療報酬査定減率(%)	3.2	3.0
医療費個人負担分(過年度)収納率(%)	-	15.0

2 経費削減・抑制

(1) 施設管理の強化

施設の維持修繕については、中期計画期間において計画的に実施することで、

施設の長寿命化を図る。

また、施設管理や業務運営等に伴う経費については、費用の状況を定期的に分析し改善策を検討することで、職員のコスト削減意識を高め、積極的にコスト削減を図る。

【年度数値目標】

	平成30年度実績	令和2年度目標値
経費比率 (%)	16.2	13.1

(2) 医療機器の適正な管理

医療機器については、日常的に点検や定期的なメンテナンスを行い、機能を維持する。

医療機器の更新については、整備計画に基づき、必要性や費用対効果を勘案した上で、計画的に更新を行う。

(3) 材料費の抑制

医薬品や診療材料については、院内の物流を管理するシステムによる適正な在庫管理を行う。また、(仮称)SPD委員会を中心として診療材料に導入しているSPDの運用方法や診療材料費の抑制を図る。

【年度数値目標】

	平成30年度実績	令和2年度目標値
材料費比率 (%)	10.9	10.8

(4) 人件費の適正化

市民病院機構職員については、中長期的な人員計画を作成し、組織規模に応じた人員管理を行う。また、人件費の適正化を図るため、限りある人材を最大限に活かし、効率的効果的な人事配置や組織体系の整備を行う。

【年度数値目標】

	平成30年度実績	令和2年度目標値
医業収益対給与費比率 (%)	77.5	78.7

(5) 効率的な予算執行

予算については、部署別、部門別の予算執行状況及び経営状況の常時把握や予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制を整備し、厳格に予算管理を行うとともに、病院運営において有効な業務や即時対応が必要な業務等において、弾力的な運用が可能な地方独立行政法人の会計制度を活用した効率的な予算執行を行う。

(6) 契約方法の見直し

契約方法については、新たに契約規程を整備し、複数年契約や契約期間の更新等の見直しを行い、調達コストの削減を図る。

【年度数値目標】

	平成30年度実績	令和2年度目標値
契約見直し件数 (件)	-	5

3 経営基盤の強化

(1) 中期目標期間の経営

中期目標の確実な達成と更なる発展を目指し、理事長を中心とした経営陣である役員が中心となって職員全体による一体的な経営改革を推進できる体制を構築し、地域に根差した中長期的な視点で戦略的な病院経営を行い、中期目標期間における経常収支比率及び医業収支比率の向上を図る。

【年度数値目標】

	平成30年度実績	令和2年度目標値
経常収支比率 (%)	107.3	100.6
医業収支比率 (%)	87.7	89.9

(2) 運営費負担金

運営費負担金及び運営費交付金については、経営改善を推し進めた上で、中期目標に示された不採算医療等を実施するために必要な金額を計上する。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 附帯事業

附帯事業については、当面の間現在の状況を維持しながら、それぞれの事業について今後の在り方について市と協議を十分に行いながら検討を行う。

第6 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

1 予算 (令和2年度)

(百万円)

区分	金額
収入	
営業収益	2,094
医業収益	1,632
介護老人保健施設収益	123
訪問看護・居宅介護支援事業収益	39
運営費負担金	282
その他営業収益	18
営業外収益	4
運営費負担金	3
その他営業外収益	1
資本収入	52
運営費負担金	22
長期借入金	30
その他資本収入	0
その他の収入	0
計	2,150
支出	
営業費用	2,045
医業費用	1,767
給与費	1,321
材料費	200
経費	242
研究研修費	4
介護老人保健施設費用	161
給与費	113
材料費	10
経費	38
訪問看護・居宅介護支援事業費用	48
給与費	44
材料費	0
経費	4
一般管理費	69
営業外費用	15
資本支出	83
建設改良費	30
償還金	53
その他の支出	0
計	2,143

【人件費の見積】

期間中総額1,993百万円を支出する。なお、当該金額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費、退職手当の額に相当するものである。

【運営費負担金の見積】

救急医療等の行政的経費及び高度医療等の不採算経費については、毎年度総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」に準じた考え方による。

建設改良費及び長期借入金等元利償還金に充当される運営費負担金等については、経常費助成のための運営費負担金とする。

2 収支計画（令和2年度）

(百万円)

区分	金額
収入の部	
営業収益	2,214
医業収益	1,622
介護老人保健施設収益	123
訪問看護・居宅介護支援事業収益	39
運営費負担金収益	304
資産見返補助金等戻入	109
その他営業収益	17
営業外収益	4
臨時利益	8
承継消耗品費	8
支出の部	
営業費用	2,147
医業費用	1,864
給与費	1,318
材料費	182
経費	220
減価償却費	140
研究研修費	4
介護老人保健施設費用	167
給与費	112
材料費	9
経費	35
減価償却費	11
訪問看護・居宅介護支援事業費用	47
給与費	43
材料費	1
経費	3
一般管理費	69
営業外費用	58
臨時損失	9
物品受贈益	8
その他	1

純利益	13
目的積立金取崩額	-
純利益	13

3 資金計画（令和2年度）

（百万円）

区分	金額
資金収入	
業務活動による収入	2,109
診療業務による収入	1,623
運営費負担金による収入	308
その他の業務活動による収入	178
投資活動による収入	0
その他の投資活動による収入	0
財務活動による収入	31
長期借り入れによる収入	30
その他の財務活動による収入	1
前期中期目標の期間よりの繰越金	0
資金支出	
業務活動による支出	2,008
給与費支出	1,505
材料費支出	191
その他の業務活動による支出	312
投資活動による支出	30
有形固定資産の取得による支出	30
無形固定資産の取得による支出	0
その他の投資活動による支出	0
財務活動による支出	60
長期借入金の返済による支出	0
移行前地方債償還債務の償還による支出	52
その他の財務活動による支出	8
次期中期目標の期間への繰越金	41

第7 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

- (1) 限度額 1,000百万円
- (2) 想定される短期借入金の発生事由
 - ア 一時的な資金不足への対応
 - イ 大規模災害や予定外の退職者の発生に伴う退職手当の支給等、偶発的な出費への対応

第8 出資等に係る不要財産の処分に関する計画

1 出資等に係る不要財産の処分に関する計画

なし

第9 第8の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

1 第8の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第10 剰余金の使途

1 剰余金の使途

決算において剰余を生じた場合は、病院施設の整備、医療機器の購入、教育・研修体制の充実、将来の資金需要に対応するための預金等に充てる。

第11 料金に関する事項

1 料金

料金は、次に定める額とする。

- (1) 健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律及び介護保険法その他法令等により診療等を受ける者に係る料金
当該法令の定めるところにより算定した額。
- (2) 前号以外の額
別に理事長が定める額。

2 減免

理事長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、料金の全部又は一部を減免することができる。

- (1) 料金を納付する資力がないと認める者
- (2) その他理事長において特に必要があると認める者

第12 地方独立行政法人たつの市民病院機構の業務運営等に関する規則で定める事項

1 施設及び整備に関する計画

(単位:百万円)

施設及び設備の内容	予定額	財源
施設、医療機器等整備	30	たつの市長期借入金等

2 中期目標の期間を超える債務負担

(1) 移行前地方債償還債務

(単位:百万円)

	令和2年 償還額	次期以降 償還額	総債務 償還額
移行前地方債償還債務	53	487	540

(2) 長期借入金償還債務

(単位:百万円)

	中期目標期間 償還額	次期以降 償還額	総債務 償還額
長期借入金償還債務	0	0	330

3 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画

なし

設立団体が定める規則（案）の骨子

条文・見出し	概要
第1条 (趣旨)	この規則では、地方独立行政法人法の規定に基づき、地方独立行政法人たつの市民病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関し必要な事項を定めます。
第2条 (監査報告の作成)	法第13条第4項に規定する「監査報告」に記載すべき事項を定めます。
第3条 (監事の調査の対象となる書類)	法第13条第6項第2号に規定する「規則で定める書類」を定めます。
第4条 (業務方法書の記載事項)	法第22条第2項に規定する「業務方法書」に記載すべき事項を定めます。
第5条 (中期計画の認可の申請)	法人が市長へ中期計画（当初、変更）を申請する際の手続き方法を定めます。
第6条 (中期計画の記載事項)	法第26条第2項第7号に規定する中期計画の「業務運営に関する事項」に記載すべき事項を定めます。
第7条 (年度計画の記載事項等)	法第27条第1項に規定する「年度計画」に記載すべき事項を定めます。
第8条 (各事業年度に係る業務の実績等に係る報告書)	法第28条第2項に規定する「各事業年度に係る業務実績報告書」に記載すべき事項を定めます。 また、当該報告書の公表方法について定めます。
第9条 (会計処理)	固定資産のうち、独立採算の原則に沿わない事業等に係る会計処理を定めます。
第10条 (財務諸表)	法第34条第1項に規定する財務諸表に係る「規則で定める書類」を定めます。
第11条 (事業報告書の作成)	法第34条第2項に規定する「事業報告書」に記載すべき事項を定めます。
第12条 (財務諸表等の閲覧期間)	法第34条第3項に規定する「規則で定める財務諸表の閲覧期間」を定めます。
第13条 (剰余金のうち中期計画に定める使途に充てられる額の承認の手続)	法人が法第40条第3項に規定する剰余金の処分承認を受けようとする時の手続きを定めます。

条文・見出し	概要
第14条 (積立金の処分に 係る承認の 手続)	法第40条第6項の規定により、法人が、中期目標の最終事業年度に積立金がある場合において、積立金の全部又は一部を法第40条第4項の規定により次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときの手続きを定めます。
第15条 (納付金の納付の 手続)	法第40条第6項の規定により、法人が、法第40条第5項の規定により、中期目標最終事業年度に積立金の残余额を納付金として納付するときの手続きを定めます。
第16条 (短期借入金の認 可の申請)	法人が、法第41条第1項ただし書の規定により、短期借入金に係る認可を受けようとするとき又は同条第2項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときの手続きを定めます。
第17条 (重要な財産の処 分等の認可の申 請)	法人が、法第44条第1項の規定により重要な財産の処分に際し、認可を受けようとするときの手続きを定めます。
第18条 (内部組織)	法第56条の2第1号に規定する離職前5年間に在職していた法人の内部組織として規則で定めるものについて定めます。
第19条 (管理又は監督の 地位)	法第56条の2第2号に規定する法人の役員又は管理若しくは監督の地位として規則で定めるものについて定めます。
附則	施行日は、法人設立日とします。

設立団体が定める規則（案）

【たつの市地方独立行政法人たつの市民病院機構の業務運営等に関する規則（案）】

（趣旨）

第1条 この規則は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）の規定に基づき、地方独立行政法人たつの市民病院機構（以下「法人」という。）の業務運営並びに財務及び会計に関し必要な事項を定めるものとする。

（監査報告の作成）

第2条 法第13条第4項に規定する監査報告（以下「監査報告」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- （1） 監事の監査の方法及びその内容
- （2） 法人の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標（法第25条第1項に規定する中期目標をいう。以下同じ。）の着実な達成に向けて効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見
- （3） 法人の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見
- （4） 法人の役員の職務の遂行に関し、不正な行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実
- （5） 監査のための必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
- （6） 監査報告を作成した日

（監事の調査の対象となる書類）

第3条 法第13条第6項第2号の規則で定める書類は、この規則の規定に基づき市長に提出する書類とする。

（業務方法書の記載事項）

第4条 法第22条第2項に規定する規則で定める業務方法書に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- （1） 法人の定款に規定する業務に関する事項
- （2） 業務を委託する場合の基準
- （3） 契約に関する基本的な事項
- （4） 前3号に掲げるもののほか、法人の業務の執行に関して必要な事項

（中期計画の認可の申請）

第5条 法人は、法第26条第1項前段の規定により中期計画（同項に規定する中期計画をいう。以下同じ。）の認可を受けようとするときは、当該中期計画の最初の事業年度開始の日の60日前までに、当該中期計画を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

2 法人は、法第26条第1項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(中期計画の記載事項)

第6条 法第26条第2項第7号の規則で定める業務運営に関する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 施設及び設備に関する計画
- (2) 中期目標の期間を超える債務負担
- (3) 法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の処分に関する計画
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法人の業務運営に関し必要な事項
(年度計画の記載事項等)

第7条 法第27条第1項に規定する事業年度の業務運営に関する計画(以下「年度計画」という。)には、中期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならない。

2 法人は、年度計画を変更したときは、法第27条第1項後段の規定により、変更した事項及びその理由を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

(各事業年度に係る業務の実績等に係る報告書)

第8条 法第28条第2項に規定する報告書(以下「報告書」という。)には、当該報告書が別表の左欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる項目ごとに同表の右欄に掲げる事項を記載しなければならない。

2 法人は、報告書を市長に提出したときは、速やかに、当該報告書を法人のホームページへの掲載その他の適切な方法により公表するものとする。

(会計処理)

第9条 市長は、法人が業務のため取得しようとしている償却資産についてその減価に対応すべき収益の獲得が予定されないと認められる場合には、その取得までの間に限り、当該償却資産を指定することができる。

2 前項の規定による指定を受けた償却資産の減価償却については、減価償却費は計上せず、資産の減価額と同額を資本剰余金に対する控除として計上するものとする。

(財務諸表)

第10条 法第34条第1項の規則で定める書類は、地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解(平成16年総務省告示第221号)に規定するキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。

(事業報告書の作成)

第11条 法第34条第2項に規定する事業報告書(以下この条において「事業報告書」という。)には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 次のアからオまでに掲げる法人に関する基礎的な情報

ア 設置目的、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、組織図その他の法人の概要

イ 事務所（従たる事務所を含む。）の所在地

ウ 資本金の額（前事業年度末からの増減を含む。）

エ 役員の氏名、役職、任期、所掌事務及び経歴

オ 常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢

(2) 財務諸表の要約

(3) 次のアからエまでに掲げる財務情報

ア 経営収益、経常費用、当期総損益、資産、負債、キャッシュ・フローその他の主要な財務データ及び行政サービス実施コスト計算書の経年比較・分析その他財務諸表に記載された事項に係る説明

イ 重要な施設等の整備等の状況

ウ 予算及び決算の概要

エ 経費の削減及び効率化に関する目標及びその達成状況

3 事業報告書には、年度計画に記載された予算に関する見積り及び当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付するものとする。

（財務諸表等の閲覧期間）

第12条 法第34条第3項の規則で定める期間は、5年とする。

（剰余金のうち中期計画に定める使途に充てられる額の承認の手続）

第13条 法人は、法第40条第3項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 承認を受けようとする金額

(2) 前号の金額を充てようとする剰余金の使途

2 前項の申請書には、法第40条第1項に規定する残余がある事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他市長が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

（積立金の処分に係る承認の手続）

第14条 法人は、中期目標の期間の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る法第40条第1項又は第2項の規定による整理を行った後、同条第1項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を同条第4項の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出し、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の6月30日までに、同項の規定による承認を受けなければならない。

(1) 承認を受けようとする金額

(2) 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

2 前項の申請書には、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表及び当該期間最後の事業年度の損益計算書その他市長が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(納付金の納付の手續)

第15条 法人は、法第40条第5項に規定する残余があるときは、同項の規定により納付する残余（以下「納付金」という。）の額の計算書に、当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該期間最後の事業年度の損益計算書その他の当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付して、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の6月30日までに、これを市長に提出しなければならない。ただし、前条第1項の申請書を提出したときは、これに添付した同条第2項に規定する書類を重ねて提出することを要しない。

2 納付金は、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の市長が定める日までに納付しなければならない。

(短期借入金の認可の申請)

第16条 法人は、法第41条第1項ただし書の規定により短期借入金に係る認可を受けようとするとき又は同条第2項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入れ又は借換えを必要とする理由
- (2) 借入金の額
- (3) 借入先
- (4) 借入金の利率
- (5) 借入金の償還の方法及び期限
- (6) 利息の支払の方法及び期限
- (7) その他市長が必要と認める事項

(重要な財産の処分等の認可の申請)

第17条 法人は、法第44条第1項の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること（以下「処分等」という。）について認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 処分等に係る財産の内容及び予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法により処分等を行う場合にあつては、その適正な見積価額）
- (2) 処分等の条件
- (3) 処分等の方法
- (4) 処分等により法人の業務運営上支障が生じない旨及びその理由

(内部組織)

第18条 法第56条の2第1号に規定する離職前5年間に在職していた法人の内部組織として規則で定めるものは、理事長の直近下位の内部組織であって現に存するもの(次項において「現内部組織」という。)のうち、再就職者(離職後2年を経過した者を除く。次項において同じ。)が離職前5年間に在職していたものとする。

2 理事長の直近下位の内部組織であって、直近7年間に存し、又は存していたもの(平成30年4月1日以降のものに限る。)のうち、再就職者が離職前5年間に在職していたものが行っていた業務を現内部組織(当該内部組織が現内部組織である場合にあつては他の現内部組織)が行っている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前5年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

(管理又は監督の地位)

第19条 法第56条の2第2号に規定する法人の役員又は管理若しくは監督の地位として規則で定めるものは、たつの市職員の退職管理に関する規則(平成28年規則第11号)第4条に規定する職に相当するものとして市長が定めるものとする。

附則

(施行期日等)

- 1 この規則は、法人成立の日から施行する。
- 2 法人の成立後最初の中期計画に係る第5条第1項の規定の適用については、同項中「当該中期計画の最初の事業年度開始の日の60日前までに」とあるのは、「法人の成立後遅滞なく」とする。

附則(令和2年3月 日規則第 号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第8条関係)

事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書	当該事業年度に係る年度計画に定めた項目	(1) 当該事業年度における業務の実績(当該事業年度に係る年度計画に定めた項目が、法第25条第2項第2号に掲げる事項に係るものである場合にあつては当該項目に係る次のアからエまでに掲げる事項、同項第3号から第5号までに掲げる事項に係るものである場合にあつては当該項目に係る次のアからウまでに掲げる事項を明らかにしたもの) ア 中期計画及び年度計画の実施状況
---	---------------------	--

		<p>イ 当該事業年度における業務運営の状況</p> <p>ウ 当該項目に係る指標がある場合にあっては、当該指標及び当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該指標の数値</p> <p>エ 当該事業年度の属する中期目標の期間における当該事業年度以前の毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報</p> <p>(2) 当該事業年度における業務の実績について自ら評価を行った結果（当該事業年度に係る年度計画に定めた項目が法第25条第2項第2号から第5号までに掲げる事項に係るものである場合にあっては、前号に掲げる業務の実績について自ら評価を行った結果であって、次のアからウまでに掲げる事項を明らかにしたもの）</p> <p>ア 評定及び当該評定を付した理由</p> <p>イ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策</p> <p>ウ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況</p>
<p>中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書</p>	<p>中期計画に定めた項目</p>	<p>(1) 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績（中期計画に定めた項目が、法第25条第2項第2号に掲げる事項に係るものである場合にあっては当該項目に係る次のアからエまでに掲げる事項、同項第3号から第5号までに掲げる事項に係るものである場合にあっては当該項目に係る次のアからウまでに掲げる事項を明らかにしたもの）</p>

		<p>ア 中期目標及び中期計画の実施状況</p> <p>イ 当該期間における業務運営の状況</p> <p>ウ 当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値</p> <p>エ 当該期間における毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報</p> <p>(2) 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績について自ら評価を行った結果（中期計画に定めた項目が法第25条第2項第2号から第5号までに掲げる事項に係るものである場合にあっては、前号に掲げる業務の実績について自ら評価を行った結果であって、次のアからウまでに掲げる事項を明らかにしたもの）</p> <p>ア 評定及び当該評定を付した理由</p> <p>イ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策</p> <p>ウ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況</p>
<p>中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにする報告書</p>	<p>中期計画に定めた項目</p>	<p>(1) 中期目標の期間における業務の実績（中期計画に定めた項目が、法第25条第2項第2号に掲げる事項に係るものである場合にあっては当該項目に係る次のアからエまでに掲げる事項、同項第3号から第5号までに掲げる事項に係るものである場合にあっては当該項目に係る次のアからウまでに掲げる事項を明らかにしたもの）</p>

		<p>ア 中期目標及び中期計画の実施状況</p> <p>イ 当該期間における業務運営の状況</p> <p>ウ 当該項目に係る指標がある場合には、当該指標及び当該期間における毎年度の当該指標の数値</p> <p>エ 当該期間における毎年度の当該項目に係る財務情報及び人員に関する情報</p> <p>(2) 中期目標の期間における業務の実績について自ら評価を行った結果（中期計画に定めた項目が法第25条第2項第2号から第5号までに掲げる事項に係るものである場合にあっては、前号に掲げる業務の実績について自ら評価を行った結果であって、次のアからウまでに掲げる事項を明らかにしたもの）</p> <p>ア 評定及び当該評定を付した理由</p> <p>イ 業務運営上の課題が検出された場合には、当該課題及び当該課題に対する改善方策</p> <p>ウ 過去の報告書に記載された改善方策のうちその実施が完了した旨の記載がないものがある場合には、その実施状況</p>
--	--	--

地方独立行政法人たつの市民病院機構設立に伴う条例等の整備について

1 地方独立行政法人たつの市民病院機構の重要な財産を定める条例制定について

地方独立行政法人法において、重要な財産の処分や譲渡又は担保に供しようとするときは、その重要な財産の条件について、条例を定めなければならない。

(1) 必要がなくなった重要な財産の処分（地方独立行政法人法第6条4項）

地方独立行政法人は、業務の見直し、社会経済情勢の変化その他の事由により、その保有する財産が業務実施上必要としなくなったと認められる場合において、当該財産が市からの出資や支出に係るものであるときは、当該財産を処分（市へ納付）しなければならない。

基準については、他法人の条例を参考に処分時における帳簿価格とし、金額はたつの市物品管理規則で規定する重要な物品の条件を準用する。

- ① 金額 帳簿価格 100万円以上
- ② 対象 財産

※現実的には、物品等の現金化を行い業務に関係する別のものの取得や累積欠損の補填にあてた場合は対象にならないため、事実上土地・建物のみが対象となる。

(2) 財産を譲渡・担保に供する場合（地方独立行政法人法第44条1項）

地方独立行政法人第44条において、重要な財産の譲渡又は担保に供しようとするときは、設立団体の長の認可を受ける必要がある。

基準については、他法人の条例を参考にたつの市の財産処分時における議決の基準が定められている「たつの市議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」にて規定されている条件に準ずる。

- ① 金額 予定価格 2,000万円以上
- ② 対象 動産・不動産・不動産の信託の受益権
- ③ その他 土地は1件5,000平方メートル以上のもの

※たつの市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については1件5,000平方メートル以上のもの）に係るものに限る。又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

2 地方独立行政法人たつの市民病院機構への職員引継条例制定について

職員の引継について、特段の手続きを経ることなく、法人に引き継がれる職員の対象（範囲）を条例に制定する必要がある。

(1) 廃止条例によって廃止される事業の職員を引継

- ① たつの市病院事業条例及びたつの市病院事業使用料及び手数料条例を廃止する条例による廃止前のたつの市病院事業条例第2条に規定するたつの市民病院
- ② たつの市立介護老人保健施設条例を廃止する条例による廃止前のたつの市立介護老人保健施設条例第2条に規定するたつの市立介護老人保健施設「ケアホームみつ」

3 たつの市病院事業条例及びたつの市病院事業使用料及び手数料条例を廃止する条例、 たつの市立介護老人保健施設条例を廃止する条例について

地方独立行政法人化に伴い現病院事業条例について、廃止を行う。
定款にて廃止する事業は地方独立行政法人に引き継ぐ。
また、病院事業の廃止に伴い、附則において関係条例の整備を行う。
附則においては、病院事業の廃止によって変更すべき内容について対応。

変更条例（たつの市病院事業条例及びたつの市病院事業使用料及び手数料条例を廃止する条例附則）

（1）たつの市個人情報保護条例

内容：実施機関において「病院事業」を削除（第2条第9号）

（2）たつの市職員定数条例

内容：職員定数において「病院事業」を削除（第3条第1項第1号）
それに伴う人数も病院事業職員を除く

（3）たつの市職員の定年等に関する条例

内容：医療職1（医師）の定年65歳を削除（第3条ただし書き）

（4）たつの市職員の給与に関する条例

内容：① 医療職1～3の給料表の削除（第4条第1項第3号、別表第3・第4）
② 地域手当の削除（第2・10・20条・第25条第4項・
第28条第2項第1号・第31条第2～4項）
③ 病院の医師の宿日直勤務手当の削除（第21条第1項）

（5）たつの市職員の特殊勤務手当に関する条例

内容：病院関係の部の削除（別表）

（6）たつの市議会委員会条例

内容：福祉文教常任委員会の役割から「市民病院」を削除（第2条第2項第2号）

（7）外国の地方公共団体の機関等に派遣されるたつの市職員の処遇等に関する条例

内容：地域手当の削除（第4条第1項）

4 地方独立行政法人たつの市民病院機構の設立に伴う関係条例の整備に関する条例

地方独立行政法人の設立に伴い、必要な部分について整備を行う。
設立に伴って、派遣条例等新たに整備が必要な箇所について記載している。

変更条例

(1) たつの市情報公開条例

- 内容：① 実施機関において「病院事業」を削除（第2条第1項）
② 情報公開において、個人の特定等に繋がる非開示の適用外となる対象に独立行政法人及び地方独立行政法人の職員を加える。
（第7条第1号）
③ 情報公開において、法人等の情報非開示の適用外となる対象に独立行政法人及び地方独立行政法人の職員を加える（第7条第2号）
④ 情報公開において、除外となる不利益を及ぼす市との協議内容の相手方として地方独立行政法人を加える。（第7条第5号）
⑤ 情報公開において、除外となる市等の契約、交渉又は争訟に係る事務や企業経営上の利益に係ることの対象に地方独立行政法人が行うものを加える。（第7条第6号）
⑥ 情報公開をする際に、第三者に対する情報が記されている場合の意見書提出の機会について、市と同様に地方独立行政法人は対象外とする。（第15条第1項）

(2) 公益的法人等へのたつの市職員の派遣等に関する条例

- 内容：① 派遣できる法人に地方独立行政法人を加える。（第2条第1項）
② 派遣職員の地域手当を削除する（第4条）

5 地方独立行政法人たつの市民病院機構定款の一部変更について

地方独立行政法人が承継する土地・建物について、登記に合わせた記載に変更する。

(1) 土地部分

現在、廃止している水路（現状は駐車場）が公図上残っていたため、新たに宅地として市民病院に承継する。

(2) 建物部分

表示登記を実施した際に、標記や面積等に変更があったため変更する。（物自体は同じ）

6 地方独立行政法人たつの市民病院機構に承継させる権利の議決

地方独立行政法人第66条において、設立団体の長が定めるものについては法人に権利及び義務が承継される旨が規定されているが、地方自治法第237条第2項において、地方自治法第237条第1項で規定された財産（公有財産（土地、建物等）、物品、債権等）の出資・譲渡等については議決が求められており、承継する権利のうち地方自治法第237条第1項でいう「財産」について議決する。

(1) 承継する財産

- ① 土地 定款と同様（市民病院及び老健施設の敷地）
- ② 建物 定款と同様（市民病院及び老健施設の建物）
- ③ ①②以外 前2項に掲げるもののほか、地方独立行政法人たつの市民病院機構の成立の日の前日においてたつの市民病院事業特別会計に属する公有財産（土地及び建物を除く。）、物品及び債権
※③については、3月末日の公有財産であり、上程時点では詳細が不明なため、具体的な記述をしない。

※議決が必要なものは、公有財産、物品及び債権であるため議案ではこの記載とする。なお、義務（債務）についても承継するものであるため、記載等の償還負担も承継が必要となる。

※議案後については、2月に承継する権利と義務（地方債償還債務・引当金・未払い金等）を公告し、債権者へ催告します。

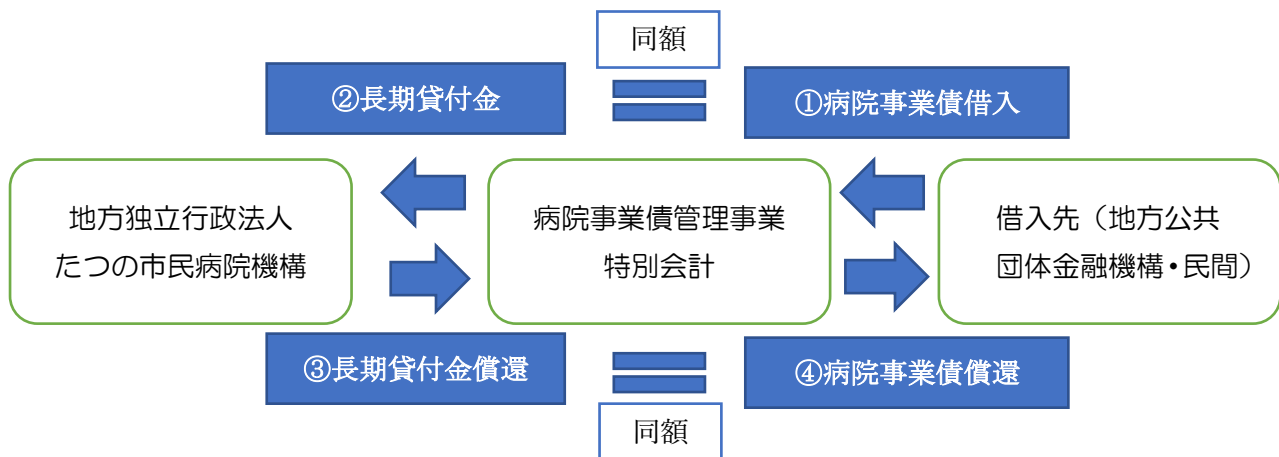
7 たつの市特別会計設置条例（改正）

病院事業債については、地方独立行政法人では長期の借入を直接行うことはできず、市が借り入れることになるため、起債の借入及び償還の中継のみを行う「病院事業債管理事業特別会計」を設置し、独法後の起債管理を行う。

(1) 改正内容

病院事業債管理事業特別会計を追加

病院事業債管理事業特別会計の流れ



※償還金は移行前償還債務を含む。

※短期借入金については、独立行政法人単独で借り入れることが可能。
（ただし、借り入れる場合は偶発的な出資への対応等条件がある。）

今後のスケジュール

区分	内容	2019年												2020年									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8		
目標、計画策定等	中期目標	中期目標 (案)										議決・公表											
	中期計画							中期計画 (案)															
	年度計画							年度計画 (案)															
	役員報酬基準											役員報酬支給基準 (案)											
評価委員会の開催						1回目	2回目			3回目	4回目			5回目						(臨) 1回目			
58	兵庫県との認可協議											事前協議		本協議/申請									
	市議会											定例会 (条例整備)		定例会									

・ R 元の決算報告
 ・ 独法移行後の経営状況
 (第1四半期)の報告
 ・ 市の業績評価基準 (案)
 の検討

令和2年4月1日 (地方独立行政法人設立)
【中期計画】

- ・ 議決 (専決処分) 後、市が認可
- ・ 独立行政法人が公表

【年度計画】

- ・ 市が受理後、独立行政法人が公表

【役員報酬基準】

- ・ 市が受理後、評価委員会へ通知
- ・ 独立行政法人が公表

【議決】

- ・ 臨時議会または専決処分